

---

令和5年4月

# 特定非営利活動促進法に係る諸手続の手引き (仙台市版)

認定NPO法人・特例認定NPO法人制度編

## 仙台市 市民局 市民協働推進課

市民活動推進係 電話：022-214-1080 (直通)

FAX：022-211-5986

この手引きは、仙台市のホームページよりダウンロードできます。

<https://www.city.sendai.jp/kurashi/manabu/npo/npo/index.html>

---

## 認定・特例認定等の申請に当たってのお願い

### ◎事前のご相談をお勧めします。

- ・認定・特例認定等の申請手續に関しては、認定・特例認定の各種基準など、ご留意いただかなければならない事項が多くあるため、申請手續や認定・特例認定の基準等に関するご相談やご質問をお受けしたり、申請に必要な書類の有無の確認をするなどの事前相談を実施しております。
- ・事前相談は予約制とさせていただいておりますので、事前にお電話で、相談日時をご予約ください（1週間程度余裕をもってご予約ください。なお、予約状況等によってはご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。）。

### ◎申請書類は、ご予約のうえお持ちください。

申請書の提出に当たっては、必要書類が整っていることを確認して受理いたしますので、事前相談と同様、あらかじめ日時をご予約のうえ、申請窓口までお持ちくださいますようお願いいたします。

また、申請書は電子申請で提出することも可能です。利用方法は、内閣府NPOホームページ内にある、NPO法人ポータルサイトの新規ユーザー登録に掲載されている、NPO法人向け利用マニュアルをご参照ください。

内閣府NPOホームページ→<https://www.npo-homepage.go.jp/>

### 【事前相談、申請窓口】

仙台市 市民局 市民協働推進課 市民活動推進係

仙台市青葉区二日町1番23号 二日町第四仮庁舎2階（アーバンネット勾当台ビル）

電話：022-214-1080（直通）

FAX：022-211-5986

（書類の郵送先）

〒980-8671 仙台市役所 市民協働推進課 あて

※ 専用郵便番号ですので、郵便番号と課名だけで届きます。

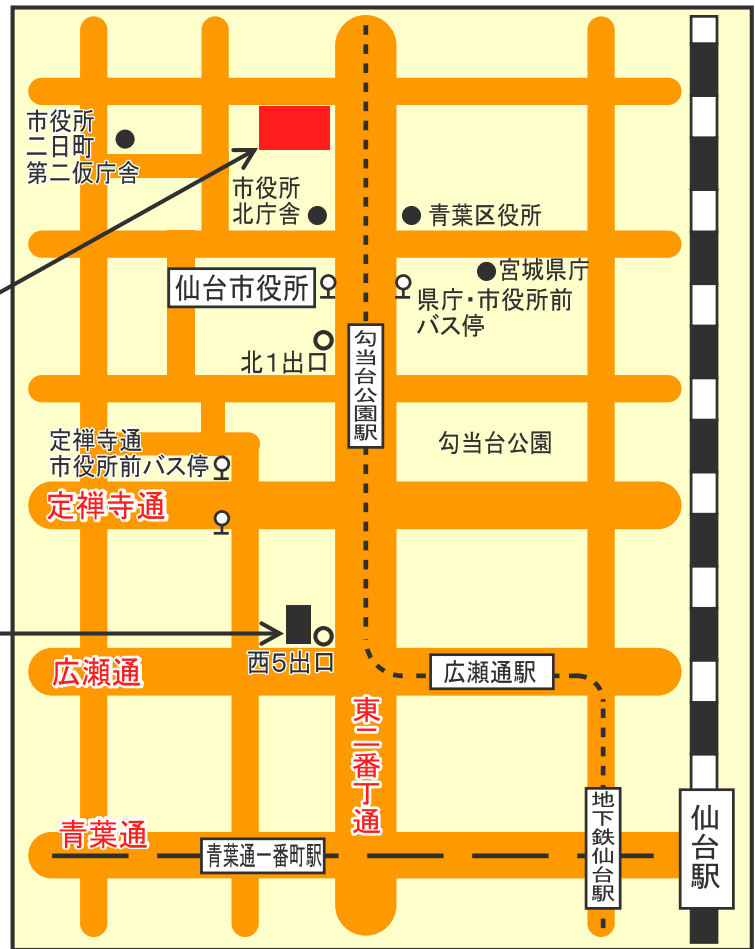
【申請窓口】

市民局市民協働推進課

市役所二日町第四仮庁舎2階  
(アーバンネット勾当台ビル)

建物1階に  
コンビニエンスストア  
があるビルです。

仙台市市民活動  
サポートセンター



仙台市市民活動サポートセンターは、様々な分野の市民活動団体やNPO、ボランティアなど、実際に活動をされている団体や、これから活動しようと考えている皆様のための市民活動支援施設です。

団体の情報発信のお手伝いや、団体の立ち上げ、団体運営や活動に関する相談など、市民活動に関する幅広い相談も受け付けています。

仙台市市民活動サポートセンター

仙台市青葉区一番町四丁目1番3号(地下鉄広瀬通駅 西5番出口すぐ)

電話：022-212-3010 FAX：022-268-4042

# 目 次

<b>第1章 認定NPO法人制度の概要</b> .....	1
第1節 認定NPO法人・特例認定NPO法人について.....	2
1 認定NPO法人とは.....	3
2 特例認定NPO法人とは.....	3
3 認定NPO法人・特例認定NPO法人のメリットと義務等.....	3
4 認定・特例認定の有効期間と失効.....	4
○参考（認定NPO法人と特例認定NPO法人の違い）.....	5
第2節 認定NPO法人・特例認定NPO法人に関する税制上の措置.....	6
1 個人が支出した認定NPO法人等への寄附金に対する措置.....	6
2 法人が支出した認定NPO法人等への寄附金に対する措置.....	8
3 相続人等が認定NPO法人に寄附した相続財産等に対する措置.....	9
4 認定NPO法人のみなし寄附金制度.....	10
5 認定NPO法人等に対する個人からの現物資産寄附のみなし 譲渡所得税の非課税措置.....	11
<b>第2章 認定・特例認定の基準等</b> .....	13
第1節 認定・特例認定の基準等の概要.....	14
1 認定の基準.....	15
2 欠格事由.....	18
3 実績判定期間.....	19
第2節 基準等の詳細.....	22
1 認定NPO法人としての認定を受けるための基準.....	22
(1) パブリックサポートテスト（PST）に関する基準.....	22
(2) 活動の対象に関する基準.....	30
(3) 運営組織及び経理に関する基準.....	32
(4) 事業活動に関する基準.....	34
(5) 情報公開に関する基準.....	36
(6) 事業報告書等の提出に関する基準.....	37
(7) 不正行為等に関する基準.....	37
(8) 設立後の経過期間に関する基準.....	37
2 特例認定NPO法人としての特例認定を受けるための基準.....	38
(1) 設立の日からの経過期間に関する基準.....	38
(2) 認定又は特例認定の有無に関する基準.....	38
3 欠格事由.....	39
<b>第3章 認定・特例認定申請手続</b> .....	41
第1節 導入編.....	42
1 認定・特例認定申請手続のおおまかな流れ.....	42
2 標準処理期間について.....	43
3 所轄庁による認定・特例認定の通知と公示.....	43

4	認定・特例認定の基準に関する事前チェックシート	44
第2節	解説編	60
1	認定を受けようとする場合の申請書類等	60
2	特例認定を受けようとする場合の申請書類等	62
3	認定の有効期間の更新を受けようとする場合の申請書類等	64
4	確認させていただく資料（例）	66
5	所轄庁に提出していることが必要な書類	67
	○参考（名称等の使用制限、協力依頼について）	67
<b>第4章</b>	<b>認定NPO法人・特例認定NPO法人の運営</b>	<b>69</b>
第1節	認定NPO法人・特例認定NPO法人の情報公開	70
1	認定NPO法人・特例認定NPO法人が事務所に備え置かなければ ならない書類	70
2	認定NPO法人・特例認定NPO法人が事務所で閲覧させなければ ならない書類	70
第2節	認定NPO法人・特例認定NPO法人の報告義務等	73
1	役員報酬規程等の提出	73
2	助成金の支給の報告等	74
3	その他の報告義務	74
	（1）代表者の氏名に変更があった場合の届出	74
	（2）所轄庁の変更を伴う定款の変更を行う場合の認証申請	75
	（3）役員が新任で就任した場合の提出書類	75
第3節	寄附金受領証明書発行に当たっての留意事項	76
第4節	計算書類等（活動計算書、貸借対照表、財産目録）の 作成に当たっての留意事項	77
1	留意すべき会計上の取り扱い	77
	（1）認定NPO法人等の会計処理	77
	（2）認定NPO法人等の会計処理と認定事務の双方に関連する事項の 取り扱い	77
<b>第5章</b>	<b>認定NPO法人・特例認定NPO法人の監督等</b>	<b>79</b>
第1節	認定NPO法人・特例認定NPO法人に対する監督等	80
1	認定NPO法人・特例認定NPO法人に対する報告及び検査	80
2	認定NPO法人・特例認定NPO法人に対する勧告、命令等	80
3	認定NPO法人に対するその他の事業の停止の命令	81
4	認定NPO法人・特例認定NPO法人に対する認定等の取消し	81
5	罰則	83
<b>第6章</b>	<b>法人の合併</b>	<b>85</b>
第1節	NPO法人の合併	86
1	合併後のNPO法人の認定・特例認定申請	86

第2節 認定NPO法人・特例認定NPO法人の合併・・・・・・・・・・86

1 合併の認定申請・・・・・・・・・・86

この手引きでは、次の略称を使用しています。

- 法・・・・・・・・特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）
- 法 令・・・・・・・・特定非営利活動促進法施行令（平成23年政令第319号）
- 法 規・・・・・・・・特定非営利活動促進法施行規則（平成23年内閣府令第55号）
- 令和2年改正法  
    ・・・・・・・・特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（令和2年法律第72号）
- 措 法・・・・・・・・租税特別措置法（昭和32年法律第26号）
- 措 令・・・・・・・・租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）
- 措 規・・・・・・・・租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）
- 法人法・・・・・・・・法人税法（昭和40年法律第34号）
- 法人令・・・・・・・・法人税法施行令（昭和40年政令第97号）
- 法人規・・・・・・・・法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）
- 所 法・・・・・・・・所得税法（昭和40年法律第33号）
- 所 令・・・・・・・・所得税法施行令（昭和40年政令第96号）
- 所 規・・・・・・・・所得税法施行規則（昭和40年大蔵省令第11号）
- 相 規・・・・・・・・相続税法施行規則（昭和25年大蔵省令第17号）

（注）この手引きは、令和5年4月1日現在の法令に基づいて作成しています。

# **第1章 認定NPO法人制度の概要**

## 第1節 認定NPO法人・特例認定NPO法人について

認定特定非営利活動法人（以下「認定NPO法人」といいます。）制度は、特定非営利活動法人（以下「NPO法人」といいます。）への寄附を促してNPO法人の活動を支援することを目的に設けられた税制上の措置として、NPO法人のうち次に掲げる①から⑨の要件を満たすものについて、所轄庁（注）が認定を行う制度です。

平成23年度までは、租税特別措置法に基づき国税庁長官が認定を行う制度でしたが、平成23年の法改正により、特定非営利活動促進法（以下「法」といいます。）に基づいて所轄庁が認定を行う新たな制度として創設され、平成24年4月1日から実施しています。

（注）所轄庁：仙台市内にのみ事務所を置くNPO法人については、仙台市が所轄庁となります。

**①パブリック・サポート・テスト（PST）に適合すること（特例認定を受ける場合は除きます。）。**

広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準であり、認定基準のポイントとなるものです。PSTの判定に当たっては、「相対値基準」、「絶対値基準」、「条例個別指定」のうち、いずれかの基準を選択できます。

**②事業活動において、共益的な活動の占める割合が、50%未満であること。**

共益的な活動とは、活動の対象や便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動のことをいいます。

**③運営組織及び経理が適切であること。**

適切な組織運営が行われていること、また、使途が不明な支出があるなどの不正な経理が行われていないこと等を確認する基準です。

**④事業活動の内容が適正であること。**

法人の事業として宗教・政治・選挙活動を行っていないか、特定の者に対し特別な利益を与えていないか等を確認する基準です。

**⑤情報公開を適切に行っていること。**

請求者の求めに応じて、法に定められた書類を閲覧させることができる体制が整えられているかを確認する基準です。

**⑥事業報告書等を所轄庁に提出していること**

各事業年度において、事業報告書等を適正に（提出期限を守る等）所轄庁に提出している必要があります。

**⑦法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと。**

法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないことが必要です。

**⑧設立の日から1年を超える期間が経過していること。**

申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、設立の日以後1年を超える期間が経過している必要があります。

**⑨欠格事由のいずれにも該当しないこと。**

認定NPO法人制度に定められた欠格事由に該当する場合は認定・特例認定を受けられません。

※ 認定基準等の概要については14～21頁、詳細については22～40頁参照



## 1 認定NPO法人とは

「認定NPO法人」とは、NPO法人のうちその運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものにつき上記①から⑨の基準に適合したものとして、所轄庁の認定を受けたNPO法人をいいます（法2③、44①）。

## 2 特例認定NPO法人とは

「特例認定NPO法人」とは、NPO法人であって新たに設立されたもの（設立後5年以内のものをいいます。）のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれるものにつき上記②から⑨の基準（①パブリック・サポート・テストは含まれません。）に適合したものとして、所轄庁の特例認定を受けたNPO法人をいいます（法2④、58①）。

## 3 認定NPO法人・特例認定NPO法人のメリットと義務等

(1) 認定NPO法人・特例認定NPO法人（以下「認定NPO法人等」といいます。）になるメリット

### ①寄附者に対する税制上の優遇措置（詳細は6～9頁参照）

個人が認定NPO法人等に寄附をすると、所得税及び個人住民税の控除を受けることができます。相続又は遺贈により財産を取得した人が、認定NPO法人にその取得した財産を寄附した場合には、その寄附した財産の価格は相続税の課税対象から除かれます（特例認定NPO法人は適用されません）。

また、法人が認定NPO法人等に対し、その認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合は、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特定公益増進法人に対する寄附金の額と合わせて、特別損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます。

### ②みなし寄附金（詳細は10頁参照）

認定NPO法人が、その収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に支出した金額は、その収益事業に係る寄附金の額とみなされ、一定の範囲内で損金算入が認められます（特例認定NPO法人は適用されません）。

### ③個人が現物資産を寄附した場合（詳細は11頁参照）

個人が認定NPO法人等に対し、土地、建物、株式等の現物資産を寄附した場合のみなし譲渡所得税について、その寄附財産を基金に組み入れる方法により管理するなどの一定の要件を満たす場合、国税庁長官の非課税承認又は不承認の決定が申請から一定期間内に行われなかったときに自動的に承認があったものとみなされます。また、非課税措置の適用を受けた寄附資産について、基金に組み入れて管理し、その後買い換えた資産を当該基金の中で管理する等の一定の要件を満たす場合には、国税庁長官へ必要書類を提出することで、引き続き非課税措置の適用を受けることができます。

(2) 認定NPO法人等の義務等

認定NPO法人等になると、以下に掲げる義務や運営上必要となる事務が発生します。

#### ①役員報酬規程等の提出（詳細は73頁参照）

認定NPO法人等は、毎事業年度の初めの3か月以内に、事業報告書等に加え役員報酬規程等を所轄庁に提出しなければなりません。

また、認定NPO法人等は、上記の事業報告書等及び役員報酬規程等の書類等について、事務所に備え置くとともに、社員その他の利害関係人に限らず、閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、事務所において閲覧させなければなりません。

#### ②寄附金の管理に関する事務

認定NPO法人等は、受領した寄附金について、寄附者名簿を作成し備え置かなければなりません。

また、認定NPO法人等に対して寄附を行った者は税制優遇を受けることができます。寄附者が税制優遇を受けるためには、認定NPO法人等が発行した寄附金受領証明書（76頁参照）が必要となります。

寄附金の取扱いに関する様々な事務手続きを注意して行わなければなりません。

#### ③認定基準を満たす法人運営

認定・特例認定には有効期間があります。認定NPO法人は認定の有効期間の更新、特例認定NPO法人は認定を受けようとする場合は、認定・特例認定の有効期間中も認定基準を満たす法人運営を継続する必要があります。

## 4 認定・特例認定の有効期間と失効

### （1）認定・特例認定の有効期間

認定の有効期間は、所轄庁による認定の日から起算して「5年」となります（法51①）。特例認定の有効期間は、所轄庁による特例認定の日から起算して「3年」となります（法60）。

なお、認定の有効期間の満了後、引き続き、認定NPO法人として特定非営利活動を行おうとする認定NPO法人は、その有効期間の更新を受ける必要があります（**なお、特例認定の有効期間の更新はありません。**）（法51②）。

認定の有効期間の更新がされた場合の認定の有効期間は、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日から起算して5年となります。

### （2）認定・特例認定の失効

認定NPO法人等は、次のいずれかに掲げる事由が生じたとき、その認定（特例認定）の効力を失います（法57①、61）。

- ① 認定（特例認定）の有効期間が経過したとき（法51④の場合にあっては、更新拒否処分されたとき）
- ② 認定NPO法人等が認定NPO法人でないNPO法人と合併をした場合、その合併が法63①の認定を経ずにその効力を生じたとき（法63④の場合にあっては、その合併の不認定処分がされたとき）
- ③ 認定NPO法人等が解散したとき
- ④ 特例認定NPO法人が認定NPO法人として認定を受けたとき

なお、所轄庁である仙台市は、認定NPO法人等が認定（特例認定）の効力を失ったとき、インターネットの利用その他適切な方法により、その旨を公示することになります（法57②）

## 《参 考》

### 認定NPO法人と特例認定NPO法人の違い

	認定NPO法人	特例認定NPO法人
要件	9つの要件を全て満たしている (2頁参照)	パブリック・サポート・テスト以外の8つの要件を満たしている (2頁参照)
有効期間	認定の日から5年間	特例認定の日から3年間
有効期間の更新	ある	ない
申請可能な法人	認定の申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、設立の日以後1年を超える期間が経過していること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特例認定の申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、設立の日以後1年を超える期間が経過していること、かつ、特例認定の申請書を提出した日の前日において、その設立の日から5年を経過しない法人であること</li> <li>・特例認定を受けたことがあるNPO法人は、再度特例認定の申請はできない</li> </ul>
税制優遇 ※詳細は6～12頁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人が認定NPO法人に寄附をした場合は、寄附金控除(所得控除又は税額控除)を受けることができる。</li> <li>・法人が認定NPO法人に寄附をした場合は、寄附金の損金算入限度額の枠が拡大される。</li> <li>・個人が認定NPO法人に相続財産を寄附した場合は、相続税の課税対象から除かれる。</li> <li>・認定NPO法人自身がみなし寄附金制度の適用対象となる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人が特例認定NPO法人に寄附をした場合は、寄附金控除(所得控除又は税額控除)を受けることができる。</li> <li>・法人が特例認定NPO法人に寄附をした場合は、寄附金の損金算入限度額の枠が拡大される。</li> </ul>

## 第2節 認定NPO法人・特例認定NPO法人に関する税制上の措置

認定NPO法人等にかかる税制上の措置とは、次の4つをいいます。

### 1 個人が支出した認定NPO法人等への寄附金に対する措置

#### <所得税>

個人が認定NPO法人等に対し、その認定NPO法人等の行う法第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除きます。)をした場合には、特定寄附金に該当し、次の(1)又は(2)のいずれかの控除を選択適用できます(所法78②、措法41の18の2①②)。



#### (1) 寄附金控除(所得控除)

その年中に支出した特定寄附金の額の合計額から2千円を控除した金額を、その年分の総所得金額等から控除できます。

#### 《算式》

$$\text{特定寄附金の額の合計額} - 2\text{千円} = \text{寄附金控除額}$$

(注) 特定寄附金の額の合計額は、所得金額の40%相当額が限度です。

#### (2) 認定NPO法人等寄附金特別控除(税額控除)

その年中に支出した認定NPO法人等に対する寄附金の額の合計額から2千円を控除した金額の40%相当額(所得税額の25%相当額を限度)を、その年分の所得税額から控除できます。

#### 《算式》

$$(\text{認定NPO法人等に対する寄附金の額の合計額} - 2\text{千円}) \times 40\% = \text{税額控除額}$$

(注) 認定NPO法人等に対する寄附金の額の合計額は所得金額の40%が限度です。ただし、認定NPO法人等に対する寄附金の額以外の特定寄附金の額又は公益社団法人等に対する寄附金の額がある場合には、これらの寄附金の合計額と認定NPO法人等に対する寄附金の合計額は、所得金額の40%相当額を限度とします。

なお、税額控除額は、所得税額の25%相当額が限度です。

#### 【証明書の添付又は提示等】

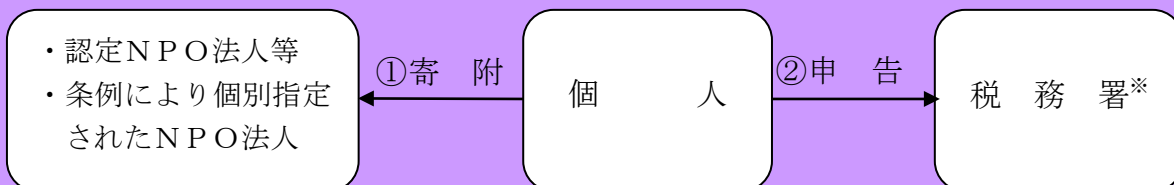
(1)の適用を受けるためには、寄附をした日を含む年分の確定申告書の提出の際に、確定申告書に記載した特定寄附金の明細書と①特定寄附金を受領した旨(その寄附金が認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金である旨を含みます。)②その金額及び受領年月日を認定NPO法人等が証した書類を添付又は提示する必要があります(所令262①、所規47の2③)。

(2)の適用を受けるためには、寄附金の税額控除額の計算明細書と上記①及び②を認定NPO法人等が証した書類(注)(寄附者の氏名と住所が記載されたもの)を確定申告書に添付する必要があります(措法41の18の2③、措規19の10の4)。

(注)平成30年分以後の所得税については、確定申告書に添付すべき寄附金控除に関する証明書の範囲に、電子証明書に記録された情報の内容を、国税庁長官が定める方法により出力した書面が加えられました。

## <個人住民税>

認定NPO法人等に対する特定寄附金又は個人がNPO法人の行う法第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除きます。)をした寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として都道府県・市区町村が条例で個別に指定した寄附金は、個人住民税の寄附金税額控除を受けることができます(地方税法第37条の2①、第314条の7①)。



### 《算式》

$$(\text{寄附金}^{(注1)} - 2\text{千円}) \times 10\%^{(注2)} = \text{税額控除額}$$

(注1) 寄附金の合計は、総所得金額等の30%相当額が限度です。

(注2) 条例で指定する寄附金の場合は、次の率により算出します。

- ・都道府県が指定した寄附金は4% (指定都市に住所を有する者の場合 2%)
  - ・市区町村が指定した寄附金は6% (指定都市に住所を有する者の場合 8%)
- (都道府県と市区町村双方が指定した寄附金の場合は10%)

### 【寄附金税額控除に関する申告】

所得税の確定申告を行うことにより、個人住民税控除の適用も受けることができます(所得税の確定申告を行う方は住民税の申告は不要です。)。このとき、寄附先の法人から受け取った領収書などを申告書に添付することが必要です。

また、個人住民税の寄附金控除だけを受けようとする場合には、所得税の申告の代わりに、住所地の市区町村に申告を行っても構いません(この場合、所得税の控除は受けられません。)

※条例で個別に指定されたNPO法人で認定NPO法人等以外の法人への寄附金は、個人住民税の控除の対象となりますが、所得税の控除対象となっていないため、控除を受ける場合は、確定申告とは別に、市区町村への申告が必要となります(地方税法45の2⑤)。

## 2 法人が支出した認定NPO法人等への寄附金に対する措置

法人が認定NPO法人等に対し、その認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合は、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特定公益増進法人に対する寄附金の額と合わせて、特別損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます。

なお、寄附金の額の合計額が特別損金算入限度額を超える場合には、その超える部分の金額は一般寄附金の額と合わせて、一般寄附金の損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます（法人法 37④、措法 66 の 11 の 2②）。



### (一般寄附金の損金算入限度額)

一般の寄附金に係る損金算入限度額は、次の算式により求められた金額となります。

- ・ 資本がある法人（期末資本金の額 × 0.25% + 所得金額 × 2.5%） × 1/4
- ・ 資本がない法人（所得金額 × 1.25%）

### (特別損金算入限度額)

認定NPO法人等に対する寄附に係る損金算入限度額は、次の算式により求められた金額となります。

- ・ 資本がある法人（期末資本金の額 × 0.375% + 所得金額 × 6.25%） × 1/2
- ・ 資本がない法人（所得金額 × 6.25%）

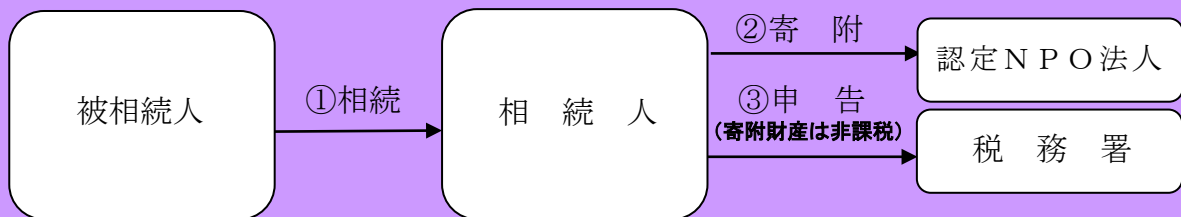
（注） 事業年度が1年未満である場合には計算式が異なりますので、ご注意ください。

### (証明書の保存等)

この措置の適用を受けるためには、寄附金を支出した日を含む事業年度の確定申告書にその金額を記載するとともに明細書を添付し、その寄附金が認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金である旨をその認定NPO法人等が証する書類を保存しておく必要があります（法人法 37⑨、措規 22 の 12）。

### 3 相続人等が認定NPO法人に寄附した相続財産等に対する措置【特例認定NPO法人は適用されません】

相続又は遺贈により財産を取得した者が、その取得した財産を相続税の申告期限までに認定NPO法人（**特例認定NPO法人は適用されません。**）に対し、その認定NPO法人が行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合には、その寄附をした者又はその親族等の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となる場合を除き、その寄附をした財産の価額は相続又は遺贈に係る相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません。



ただし、その寄附を受けた認定NPO法人が、寄附のあった日から2年を経過した日までに認定NPO法人に該当しないこととなった場合又はその寄附により取得した財産を同日においてなお特定非営利活動に係る事業の用に供していない場合には、適用されません(措法70①②⑩)。

#### (寄附財産の非課税)

この措置の適用を受ける寄附をした財産は、相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません。つまり、相続税の課税の対象とはなりません。

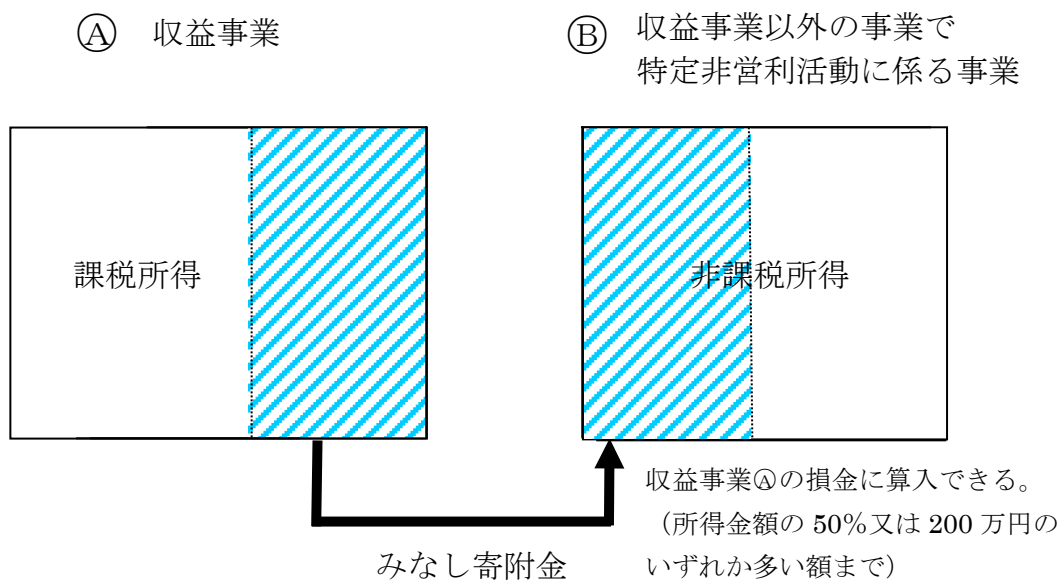
#### (証明書の添付等)

この措置の適用を受けるためには、相続税の申告書にこの措置の適用を受ける旨などを記載するとともに、その財産の寄附を受けた認定NPO法人が、①その寄附が特定非営利活動に係る事業に関連する寄附である旨、②その寄附を受けた年月日及びその財産の明細、③その財産の使用目的を記載した書類を添付する必要があります(措法70⑤⑩、措規23の5)。

#### 4 認定NPO法人のみなし寄附金制度【特例認定NPO法人は適用されません】

認定NPO法人については、その収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に該当するものために支出した金額はその収益事業に係る寄附金の額とみなされます（みなし寄附金）。このみなし寄附金の損金算入限度額は、所得金額の50%又は200万円のいずれか多い額までの範囲となります。

なお、みなし寄附金制度は特例認定NPO法人には適用されません（法人法37⑤、法人令73①、法人規22の4、措法66の11の2①）。





## 5 認定NPO法人等に対する個人からの現物資産寄附のみなし譲渡所得税の非課税措置

個人が土地、建物、株式等の現物資産を寄附した場合には、その現物資産は寄附時の時価により譲渡があったものとみなされ、その資産の取得時から寄附時までの値上がり益に対して、寄附した人に「みなし譲渡所得税」が課税されます。

ただし、その寄附が一定の要件を満たすときは、国税庁長官の承認を得ることで、みなし譲渡所得税が非課税となります。この非課税措置には、全てのNPO法人が対象となる「一般特例」と、認定NPO法人及び特例認定法人が対象となる「承認特例」の2つの制度があり、それぞれ承認要件などが異なります。

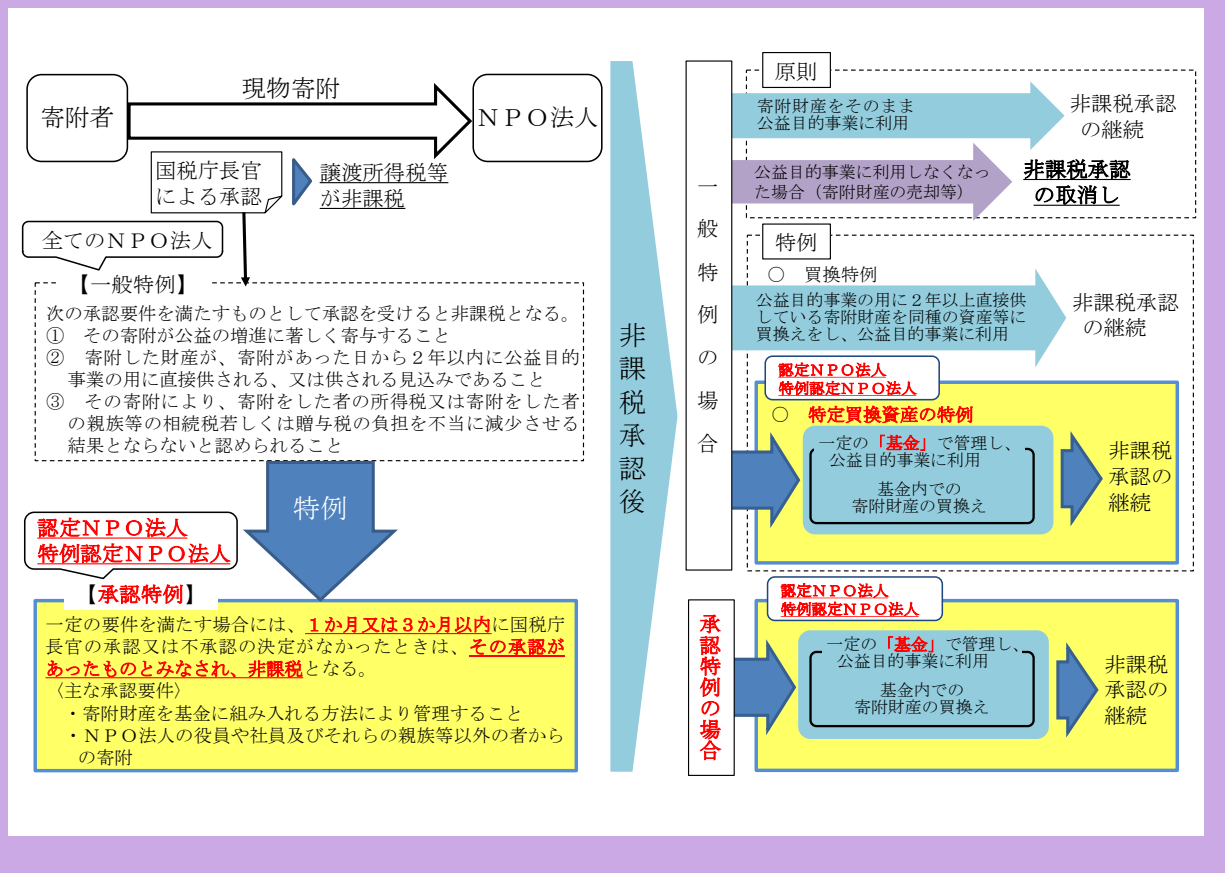
また、寄附者が寄附資産について非課税措置の適用を受けた後に、NPO法人がその適用を受けた寄附資産の買換えを行う際には、一定の要件を満たす場合、引き続き非課税措置の適用を受けることができます（「買換特例」及び「特定買換資産の特例」）。

非課税承認を受けた後であっても、例えば、寄附財産が、寄附を受けた認定NPO法人等の公益目的事業の用に直接供されなくなった場合等には、国税庁長官は、その非課税承認を取り消すことができることとされています。

非課税承認が取り消された場合には、その取り消されることとなった事実の内容に応じ、寄附をした人又は寄附を受けた認定NPO法人等に対して、原則として、その取り消された日の属する年分の譲渡所得等として所得税が課されます。

（措法40、措令25の17、措規18の19、平成30年3月内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第1号）

※ 詳細については、内閣府NPOホームページに掲載されている「認定NPO法人等に対する個人からの現物資産寄附のみなし譲渡所得税非課税承認～証明申請等の手続き～」や、国税庁ホームページに掲載されている『「租税特別措置法第40条の規定による承認申請書」の記載のしかた」等をご参照ください。



## ○ 税制上の措置の対象となる寄附

### (個人又は法人が支出した認定NPO法人等への寄附金に対する措置)

措置の対象となるのは、認定NPO法人等に対し、認定又は特例認定の有効期間内に支出をした、その法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附となります。

したがって、認定又は特例認定を受けていないNPO法人に対する寄附金や認定又は特例認定の有効期間に含まれない日に支出をした寄附金は、上記1～2(6～8頁)の措置の対象とはなりませんのでご注意ください。

### (個人が認定NPO法人等に寄附した現物資産に対する措置)

措置の対象となるのは、認定NPO法人等に対し、認定又は特例認定の有効期間内に支出をした、その法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する現物資産寄附となります。

ただし、非課税措置の適用を受けた後において一定の事由に該当することが判明した場合には、当該寄附資産に関する非課税承認が取り消され、その取り消された年分等の所得として、寄附者又は認定NPO法人等に課税されることがあります。

### (相続人等が認定NPO法人に寄附した相続財産等に対する措置)

措置の対象となるのは、相続又は遺贈により取得した財産をその相続税の申告期限内に認定NPO法人に対して行った、その法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附となります。

ただし、その寄附を受けた認定NPO法人が、寄附のあった日から2年を経過した日までに認定NPO法人に該当しないこととなった場合又はその寄附により取得した財産を同日においてなお特定非営利活動に係る事業の用に供していない場合には、適用がなくなります。

## **第2章 認定・特例認定の基準等**

## **第1節 認定・特例認定の基準等の概要**

### **1 認定の基準**

認定NPO法人としての認定を受けるためには、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資することにつき、次表に掲げる(1)から(8)までの基準に適合する必要があります(法44①、45)。

また、特例認定NPO法人として特例認定を受けるためには、NPO法人として新たに設立されたもののうち、その運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれることにつき、次表に掲げる(2)から(10)までの基準に適合する必要があります(法45、58、59)。

次表は認定基準等の概要をまとめたものです。詳細については22頁以降をご覧ください。

項 目	認 定 基 準 の 概 要
(1) パブリックサポートテスト(PST)について (※特例認定は適合不要)	<p>広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準として、次の3つの基準のいずれかに適合すること。</p> <p><b>1 相対値基準</b></p> <p><b>イ 原則</b></p> <p>実績判定期間における</p> $\text{寄附金等収入金額} \div \text{経常収入金額} \geq \frac{1}{5}$ <p>(注) 寄附金等収入金額、経常収入金額の詳細については、24～26頁を参照してください。</p> <p><b>ロ 小規模法人の特例</b></p> <p>実績判定期間における</p> $\frac{\text{受入寄附金総額} - \text{ホの金額} + \text{ヘの金額}}{\text{総収入金額} - \text{ニの金額}} \geq \frac{1}{5}$ <p>(注1) 上記の小規模法人の特例を適用するか否は、法人の選択になります。</p> <p>(注2) 小規模法人の定義、ニの金額、ホの金額、ヘの金額については、22頁及び26～27頁を参照してください。</p> <p>※ 上記イ又はロの相対値基準の計算において、その法人に国の補助金等がある場合には、法人の選択により国の補助金等をPSTの分母・分子に算入することができます。その詳細については、27～28頁を参照してください。</p> <p><b>2 絶対値基準</b></p> <p>実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上(ただし、休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上)である寄附者の数の合計数が年平均100人以上であること。</p> <p>(注1) 氏名又は名称及び住所が明らかな寄附者のみを数えます。</p> <p>(注2) 寄附者本人と生計を一にする者も含めて一人として数えます。</p> <p>(注3) 寄附者が、そのNPO法人の役員及び役員と生計を一にする者である場合は、これらの者は、寄附者数に含めません。</p> <p>(注4) 休眠預金等交付金関係助成金とは、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」(平成28年法律第101号)に基づき事業を実施するために指定活用団体、資金分配団体、民間公益活動を行う団体から受け取った助成金のことです。</p>

	<p><b>3 条例個別指定基準</b> ※仙台市では条例個別指定制度はありません。</p> <p>都道府県又は市区町村が、個人住民税の寄附金税額控除の対象として条例により個別に指定したNPO法人（その都道府県又は市区町村の区域内に事務所を有するNPO法人に限ります。）については、パブリックサポートテスト基準を満たしているものとして取り扱われます。</p>
(2) 活動の対象について	<p>実績判定期間における事業活動のうち、次に掲げる活動の占める割合が50%未満であること。</p> <p>イ 会員等に対する資産の譲渡等及び会員等が対象である活動 ロ 特定の範囲の者に便益が及ぶ活動 ハ 特定の著作物又は特定の者に関する活動 ニ 特定の者の意に反した活動</p> <p>※ (1) 3の都道府県又は市区町村が条例により個別に指定したNPO法人については、ロのうち、「便益の及ぶ者が地縁に基づく地域に居住する者等である活動」を除いて判定することとなります。</p>
(3) 運営組織及び経理について	<p>次のいずれの基準にも適合していること。</p> <p>イ 運営組織が次のいずれにも該当すること。</p> <p>① <math display="block">\frac{\text{役員のうち親族関係を有する者等で構成する最も大きなグループの人数}}{\text{役員の数}} \leq \frac{1}{3}</math></p> <p>② <math display="block">\frac{\text{役員のうち特定の法人の役員又は使用人等で構成する最も大きなグループの人数}}{\text{役員の数}} \leq \frac{1}{3}</math></p> <p>ロ 各社員の表決権が平等であること。 ハ 会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けているか、法人税法施行規則第53条～第59条に規定する青色申告法人と同等に取引を記録し、帳簿を保存していること。 ニ 不適正な経理を行っていないこと。</p>
(4) 事業活動について	<p>次のいずれの基準にも適合していること。</p> <p>イ 次に掲げる活動を行っていないこと。</p> <p>① 宗教活動 ② 政治活動 ③ 特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動</p> <p>ロ 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者や上記イの活動を行う者または特定の公職の候補者（公職にある者）に寄附を行っていないこと。</p>

(4) 事業活動について	<p>ハ 実績判定期間における特定非営利活動に係る事業費 <math>\div</math> 総事業費 <math>\geq</math> 80%</p> <p>ニ 実績判定期間における受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額 <math>\div</math> 受入寄附金総額 <math>\geq</math> 70%</p>
(5) 情報公開について	<p>次に掲げる書類をその事務所において閲覧させること。</p> <p>イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）</p> <p>ロ ① 各認定の基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類並びに寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類</p> <p>② 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程及び収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類</p> <p>③ 助成の実績を記載した書類</p>
(6) 事業報告書類等の提出について	各事業年度において、事業報告書等を法第 29 条の規定により所轄庁に提出していること。
(7) 不正行為等について	法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実等がないこと。
(8) 設立後の経過期間について	認定又は特例認定の申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、設立の日以後 1 年を超える期間が経過していること。
(9) 過去の認定等の有無について（※特例認定のみ適合が必要）	過去に認定又は特例認定を受けたことがないこと。
(10) 設立の日からの経過期間について（※特例認定のみ適合が必要）	特例認定の申請書を提出した日の前日において、設立の日から 5 年を経過しない法人であること。

上記基準のうち、(1)の1と2、(2)、(4)のハとニの基準は、実績判定期間において適合する必要がありますが、(3)、(4)のイとロ、(5)、(6)、(7)の基準は、実績判定期間内の各事業年度だけでなく認定時又は特例認定時まで適合している必要があります（ただし、実績判定期間中に認定又は特例認定を受けていない期間が含まれる場合には、その期間については(5)ロの基準を除きます。）（法 45①九）。

認定又は特例認定を受けた後に(3)、(4)のイとロ、(7)の基準に適合しなくなった場合には、所轄庁は認定又は特例認定を取り消すことができます（法 67②）。

（注1）上記（1）～（8）の基準（特例認定NPO法人は（1）を除きます。）を満たしていても、「欠格事由」に該当するNPO法人は、認定（特例認定）を受けることはできないこととなります。

## 2 欠格事由

認定又は特例認定の基準の規定にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定又は特例認定を受けることができません（法 47、62）。

各欠格事由の詳細については 39～40 頁をご覧ください。

項 目	欠 格 事 由 の 概 要
(1) 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある	<p>NPO法人の役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合には、欠格事由に該当します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 認定NPO法人が認定を取り消された場合又は特例認定NPO法人が特例認定を取り消された場合において、その取消の原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定NPO法人又は当該特例認定NPO法人のその業務を行う理事であった者でその取消の日から5年を経過しないもの</li> <li>2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</li> <li>3 法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</li> <li>4 暴力団の構成員等</li> </ol>
(2) 認定等取消の日から5年を経過していない	<p>認定又は特例認定を取り消され、その取消の日から5年を経過しない場合には、欠格事由に該当します。</p>
(3) 定款又は事業計画書の内容が法令に違反している	<p>NPO法人の定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反している場合には、欠格事由に該当します。</p>
(4) 国税又は地方税の滞納処分を受けている	<p>国税又は地方税の滞納処分の執行がされているNPO法人、又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過していないNPO法人は、欠格事由に該当します。</p>
(5) 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課されてから3年を経過していない	<p>国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過していないNPO法人は、欠格事由に該当します。</p>
(6) 次のいずれかに該当する	<p>NPO法人が次のいずれかに該当する場合は、欠格事由に該当します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 暴力団</li> <li>2 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある</li> </ol>



### 3 実績判定期間

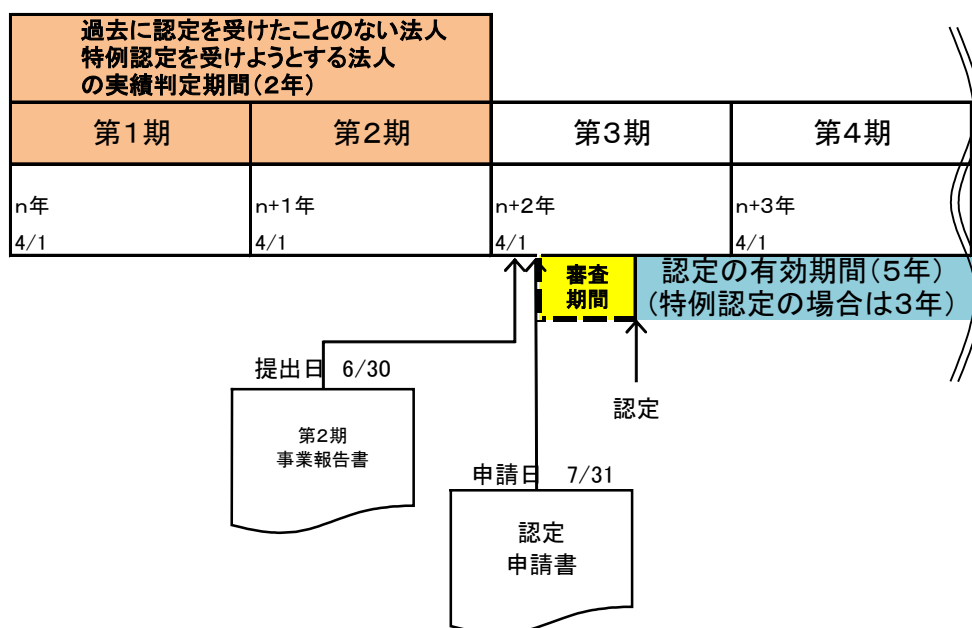
実績判定期間とは、認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けようとする法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年（過去に認定を受けたことのない法人又は特例認定を受けようとする法人の場合は2年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいいます（法44③、51⑤、58②）。

#### 【具体例1】

《過去に認定を受けたことのない法人（又は特例認定を受けようとする法人）の申請の場合》

- 事業年度 4月1日～翌年3月31日
- 事業報告書等の所轄庁への提出日 n+2年6月30日
- 申請書を提出した日 n+2年7月31日
- 実績判定期間 n年4月1日（第1期）～n+2年3月31日（第2期）

過去に認定を受けたことのない法人（又は特例認定を受けようとする法人）が申請を行う場合の実績判定期間は、n年4月1日（第1期）からn+2年3月31日（第2期）までの2年間となり、実績判定期間で算定する認定基準（PST基準等）については、第1期から第2期までの事業報告書等に基づき算定することとなります。



## 【具体例2】

認定の有効期間内に更新を受けようとする場合のタイムスケジュールを作成すると、おおむね次表のとおりとなります。

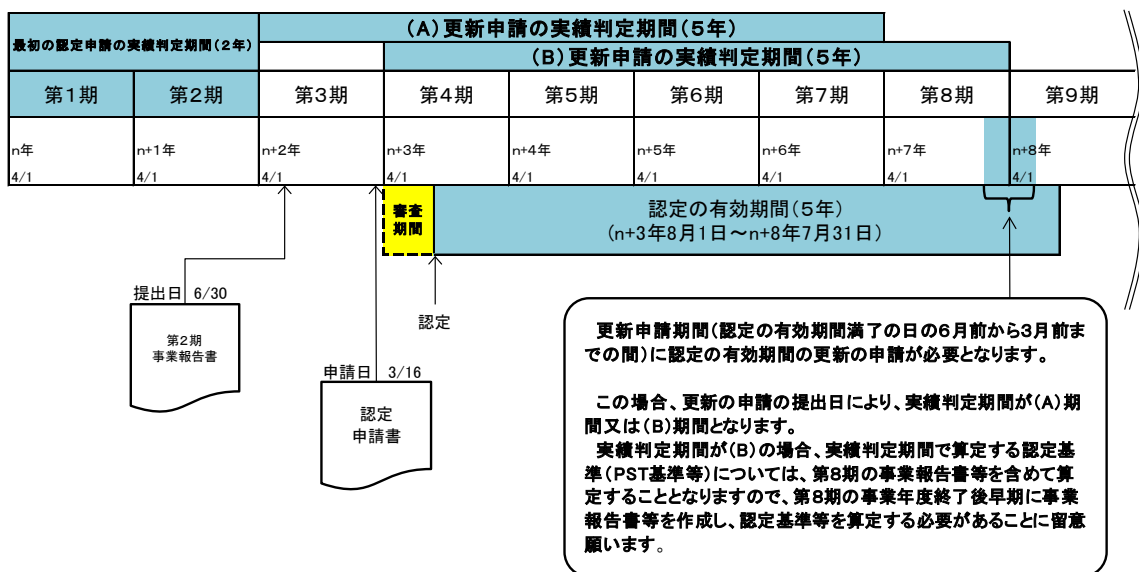
- 事業年度 : 4月1日～翌年3月31日
- 事業報告書等の所轄庁への提出日 : n+2年6月30日
- 初回の認定申請書の提出日 : n+3年3月16日
- 認定の有効期間 : n+3年8月1日～n+8年7月31日
- 更新申請期間 : n+8年1月31日～n+8年4月30日
- 更新の申請書の提出日

### 《ケースA：更新申請期間中のn+8年1月31日～n+8年3月31日の間に更新の申請書を提出する場合》

- 実績判定期間：n+2年4月1日（第3期）～n+7年3月31日（第7期）  
更新申請期間中のn+8年1月31日～n+8年3月31日の間に更新の申請書を提出する場合の実績判定期間は、n+2年4月1日（第3期）～n+7年3月31日（第7期）となります。  
この場合の実績判定期間で算定する認定基準（PST基準等）については、第3期から第7期までの事業報告書等に基づき算定することとなります。

### 《ケースB：更新申請期間中のn+8年4月1日～n+8年4月30日に更新の申請書を提出する場合》

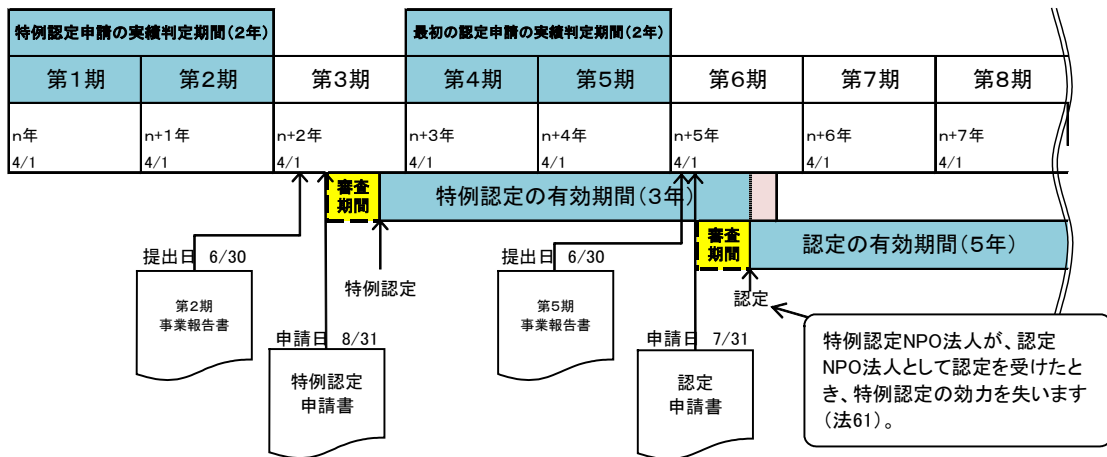
- 実績判定期間：n+3年4月1日（第4期）～n+8年3月31日（第8期）  
更新申請期間中のn+8年4月1日～n+8年4月30日に更新の申請書を提出する場合の実績判定期間は、n+3年4月1日（第4期）～n+8年3月31日（第8期）となります。  
この場合の実績判定期間で算定する認定基準（PST基準等）については、第4期から第8期までの事業報告書等に基づき算定することとなりますので、第8期の事業年度終了後早期に事業報告書等を作成し、認定基準等を算定する必要があることに留意願います。



### 【具体例3】

特例認定の有効期間中に認定を受けようとする場合のタイムスケジュールを作成すると、おおむね次表のとおりとなります。

- 事業年度 : 4月1日～翌年3月31日
- 事業報告書の所轄庁への提出日 : n+2年6月30日
- 特例認定申請書の提出日 : n+2年8月31日
- 特例認定申請に係る実績判定期間 : n年4月1日(第1期)～n+2年3月31日(第2期)
- 特例認定の有効期間 : n+2年12月16日～n+5年11月15日
- 認定申請書の提出日 : n+5年7月31日
- 認定申請に係る実績判定期間 : n+3年4月1日(第4期)～n+5年3月31日(第5期)
- 認定の有効期間 : n+5年11月16日～n+10年11月15日



## 第2節 基準等の詳細

### 1 認定NPO法人としての認定を受けるための基準

認定NPO法人としての認定を受けるためには、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資することにつき、次の1(1)から(8)までの基準に適合する必要があります(法44①、45、法令1～5)。

#### (1) パブリックサポートテスト(PST)に関する基準

パブリックサポートテスト基準の判定に当たっては、次の①～③のいずれかの基準を選択できます。

##### ① 相対値基準

実績判定期間における経常収入金額のうち寄附金等収入金額の占める割合が5分の1以上であること。

なお、小規模法人の特例の適用、国の補助金等を算入するかどうかの選択に応じて次の4つのケースに分かれます。

項 目		小規模法人の特例	
		選択しない	選択する
国の補助金等	相対値基準計算上の分母・分子に算入しない場合	《算式1》 原則 (24～26頁参照)	《算式2》 小規模法人の特例 (26～27頁参照)
	相対値基準計算上の分母・分子に算入する場合	《算式3》 国の補助金等を算入する場合(小規模法人の特例適用なし) (27～28頁参照)	《算式4》 国の補助金等を算入する場合(小規模法人の特例適用あり) (28頁参照)

##### 《小規模法人の特例》

小規模法人の特例を適用するか否かは法人の選択になります。

この特例を選択適用できる法人は、実績判定期間における総収入金額に12を乗じて、これを実績判定期間の月数で除した金額が800万円未満で、かつ、実績判定期間において受け入れた寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者(役員又は社員を除きます。)の数が50人以上である法人に限られます(法45②、法令3)。

##### 【算式】

$$\frac{\text{実績判定期間の総収入金額}}{\text{実績判定期間の月数}} \times 12 < 800\text{万円}$$

かつ

$$\text{実績判定期間において受け入れた寄附金の額の総額が} \geq 3,000\text{円以上である寄附者(役員、社員除く)の数} \geq 50\text{人}$$

## ② 絶対値基準 <算式5>

実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上（ただし、休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上）である寄附者の数の合計数が年平均100人以上であること（29頁参照）。

（注1）寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）及びその住所が明らかな寄附者のみを数えます。

（注2）寄附者数の算出に当たっては、寄附者本人と生計を一にする者を含めて一人として数えます。

（注3）申請法人の役員及びその役員と生計を一にする者が寄附者である場合は、これらの者は寄附者数に含めません。

$$\frac{\text{実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上（ただし、休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上）の寄附者の合計人数} \times 12}{\text{実績判定期間の月数}} \geq 100 \text{人}$$

### 【算式】

## ③ 条例個別指定基準 ※仙台市では現在、条例個別指定制度はありません。

認定NPO法人として認定を受けるための申請書を提出した日の前日において、都道府県又は市区町村の条例により、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる法人として個別に指定を受けていること（その都道府県又は市区町村の区域内に事務所を有するNPO法人に限ります。）。

※PST基準の判定上、寄附金とは、支出する側に任意性があり、直接の反対給付（対価性）がない経済的利益の供与のことを指し、会計上どのように整理されているかは問いません。

## 《算式1》 相対値基準（原則）

実績判定期間における

$$\frac{\text{寄附金等収入金額}}{\text{経常収入金額}} \geq \frac{1}{5}$$

【経常収入金額とは？】

総収入金額 - **イの金額**

【寄附金等収入金額とは？】

受入寄附金総額 - **ロの金額** + **ハの金額**

(解説)

実績判定期間における経常収入金額（総収入金額<sup>(注1)</sup>から**イの金額**を控除した金額）のうち寄附金等収入金額（受入寄附金総額から**ロの金額**を控除した金額（一定の要件を満たす法人にあっては、それに**ハの金額**を加算した金額））の占める割合が5分の1以上であること（法45①一イ、法令1）。

(注1) 総収入金額とは、活動計算書の経常収益計と経常外収益計の合計額です。ただし、活動計算書にボランティア受入評価益、施設等受入評価益等の法人自身が金額換算し計上した科目に係る金額については、経常収益計から控除することとなります。

**イの金額** ⇒ 次に掲げる金額の合計額（法45①一イ(1)、法規5）

- ① 国等（国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関をいいます。以下同じです。）からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するもの（以下「国の補助金等」といいます。）
- ② 委託の対価としての収入で国等から支払われるもの
- ③ 法律又は政令の規定に基づき行われる事業でその対価の全部又は一部につき、その対価を支払うべき者に代わり国又は地方公共団体が負担することとされている場合のその負担部分
- ④ 資産の売却による収入で臨時的なもの
- ⑤ 遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）により受け入れた寄附金、贈与者の被相続人に係る相続の開始のあったことを知った日の翌日から10カ月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部又は一部を当該贈与者からの贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除きます。）により受け入れた寄附金のうち、一者当たり基準限度超過額に相当する部分
- ⑥ 実績判定期間における同一の者から受け入れた寄附金の額の合計額が1,000円に満たないもの
- ⑦ 寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）及びその住所が明らかでない寄附金

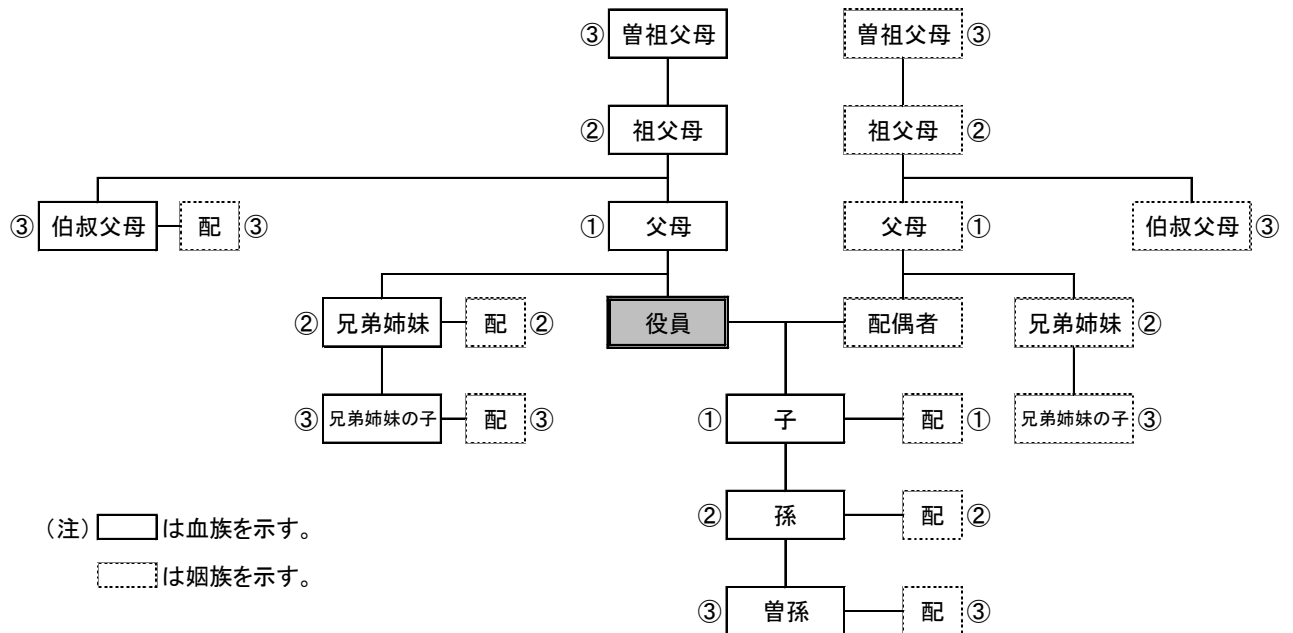
⑧ 休眠預金等交付金関係助成金

(注2) 役員が寄附者の場合、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び3親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者がいるときは、これらの者は役員と同一の者とみなしなす（いわゆる親族合算）（法規8）。

上記の「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます（法規4二・16）。

- a 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
- b 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
- c a又はbに掲げる関係のある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

《3親等以内の親族図》



(注)   は血族を示す。  
  は姻族を示す。

ロの金額 ⇒ 次に掲げる金額の合計額（法45①一イ(2)、法規6、7）

- ① 受け入れた寄附金の額のうち一者当たり基準限度超過額に相当する金額
- ② 実績判定期間における同一の者から受け入れた寄附金の額の合計額が1,000円に満たないものの合計額
- ③ 寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）及びその住所が明らかでない寄附金
- ④ 休眠預金等交付金関係助成金

(注3) 役員が寄附者の場合は、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び3親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者がいるときは、これらの者は役員と同一の者とみなしなす（いわゆる親族合算）（法規8）。

上記「特殊の関係」については、イの金額（注2）をご覧ください。

(注4) 「一者当たり基準限度超過額」とは、同一の者からの寄附金の額の合計額のうち受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金を控除した額の100分の10を超える部分の金額をいいます。ただし、特定公益増進法人、認定NPO法人からの寄附金については、同一

の法人からの寄附金の額の合計額のうち受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金を控除した額の100分の50を超える部分の金額となります（法規6）。

（注5） 「一者当たり基準限度超過額」及び「1,000円未満（同一の者からの合計額）の寄附金」の判定については、実績判定期間に受け入れた寄附金の合計額で計算します（法45①一イ、法規7）。

**ハの金額**（法45①一イ(3)、法規4）

社員から受け入れた会費の合計額から、この合計額のうち共益的な活動等に係る部分の金額（「(2)活動の対象に関する基準」に定める割合（30～31頁参照）を乗じて計算した金額をいいます。）を控除した金額（ただし、受入寄附金総額－**ロの金額**を限度とします。）

（注6） **ハの金額**をPSTの分子に加算するには、次の要件を満たす必要があります（法規4）。

（イ）社員の会費の額が合理的と認められる基準により定められていること。

（ロ）社員（役員並びに役員の配偶者及び3親等以内の親族関係並びに役員と特殊の関係のある者を除きます。「特殊の関係」については、**イの金額**(注2)と同様です。)の数が20人以上であること。

（注7）上記の「共益的な活動等に係る部分の金額」とは、社員から受け入れた会費の合計額に法人の行った事業活動に係る事業費の額等の合理的な指標に基づき算出した事業活動に占める共益的な活動等の割合（30～31頁(2)の事業活動のうちに会員等に対する共益的な活動等の占める割合をいいます。）を乗じた金額をいいます。

## 《算式 2》 相対値基準（小規模法人の特例適用あり）

実績判定期間における

$$\frac{\text{受入寄附金総額} - \text{ホの金額} + \text{ハの金額}}{\text{総収入金額} - \text{ニの金額}} \geq \frac{1}{5}$$

（注）小規模法人の要件（20頁参照）に該当する法人であれば、本特例を選択適用可能

（解説）

実績判定期間における、総収入金額から**ニの金額**を控除した金額のうちに、受入寄附金総額から**ホの金額**を控除した金額（一定の要件を満たす法人にあっては、それに**ハの金額**を加算した金額）の占める割合が5分の1以上であること（法令5②）。

**ニの金額** ⇒ 次に掲げる金額の合計額（法45①一イ(1)、法令5②一、法規5、25②）

- ① 国の補助金等
- ② 委託の対価としての収入で国等から支払われるもの
- ③ 法律又は政令の規定に基づき行われる事業でその対価の全部又は一部につき、その



対価を支払うべき者に代わり国又は地方公共団体が負担することとされている場合のその負担部分

- ④ 資産の売却による収入で臨時的なもの
- ⑤ 遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）により受け入れた寄附金、贈与者の被相続人に係る相続の開始のあったことを知った日の翌日から10カ月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部又は一部を当該贈与者からの贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除きます。）により受け入れた寄附金のうち、一者当たり基準限度超過額に相当する部分
- ⑥ 休眠預金等交付金関係助成金

（注8） ここに掲げるものは、《算式1》の「イの金額」の①～⑤及び⑧と同一です。

**ホの金額**（法45①一イ(2)、法令5②二、法規6、7—四、25③）

- ① 受け入れた寄附金のうち一者当たり基準限度超過額の合計額
- ② 休眠預金等交付金関係助成金

（注9） これは《算式1》の「ロの金額」の①及び④と同一です。なお、《算式1》原則の場合と異なり、小規模法人の特例を選択適用する場合には、役員が寄附者の場合であっても、いわゆる親族合算を行う必要はありません。

（注10） 「一者当たり基準限度超過額」については、《算式1》の（注4）をご参照ください。

**ヘの金額**（法令5②、法規4、25①）

社員から受け入れた会費の合計額から、この合計額のうち共益的な活動等に係る部分の金額（「(2)活動の対象に関する基準」に定める割合（30～31頁参照）を乗じて計算した金額）を控除した金額（ただし、受入寄附金総額—「ホの金額」を限度とします。）

（注11） これは《算式1》の「ヘの金額」と同一です（注6、注7をご覧ください）。

（注12） 「ヘの金額」をPSTの分子に加算するには、次の要件を満たす必要があります（法規4、25①）。

- （イ） 社員の会費の額が合理的と認められる基準により定められていること。
- （ロ） 社員（役員及び役員と親族関係を有する者並びに役員と特殊の関係のある者を除きます。）の数が20人以上であること。

（注13） 共益的な活動等に係る部分の金額は、社員から受け入れた会費の合計額に法人の行った事業活動に係る事業費の額等の合理的な指標に基づき算出した事業活動に占める共益的な活動等の割合（30～31頁(2)の事業活動のうちに会員等に対する共益的な活動等の占める割合をいいます。）を乗じた金額となります。

### 《算式3》 相対値基準（国の補助金等を算入する場合（小規模法人の特例適用なし））

実績判定期間における

$$\frac{\text{寄附金等収入金額} + \text{「子」の金額}}{\text{経常収入金額} + \text{「ト」の金額}} \geq \frac{1}{5}$$

（注） 国の補助金等をPSTに算入するか否か選択適用可能

(解説)

国の補助金等を受け入れている場合、選択により、当該国の補助金等を相対値基準計算上の分母・分子に算入することが可能です(法令5①)。ただし、分子に算入する国の補助金等の額(チの金額)は、受入寄附金総額からロの金額(25～26頁参照)を控除した金額が限度となります(分母には、国の補助金等の額の全額(トの金額)を算入します。)

上記算式のうち、寄附金等収入金額及び経常収入金額については、《算式1》(22頁)を参照してください。

トの金額(法令5①)

国の補助金等の全額

チの金額 ⇒ 次のいずれか少ない金額(法令5①)

- ① 国の補助金等の額
- ② 受入寄附金総額からロの金額(25～26頁参照)を控除した金額

#### 《算式4》 相対値基準(国の補助金等を算入する場合(小規模法人の特例適用あり))

実績判定期間における

$$\frac{\text{受入寄附金総額} - \text{ホの金額} + \text{への金額} + \text{リの金額}}{\text{総収入金額} - \text{ニの金額} + \text{トの金額}} \geq \frac{1}{5}$$

(注) 国の補助金等をPSTに算入するか否か選択適用可能

(解説)

小規模法人の特例を選択適用する小規模法人で国の補助金等を受けている場合、選択により、当該国の補助金等を相対値基準計算上の分母・分子に算入することが可能です(法令5③)。ただし、分子に算入する国の補助金等の額(リの金額)は、受入寄附金総額からホの金額を控除した金額が限度となります。(分母には、国の補助金等の全額(トの金額)を算入します。)

上記算式のうち、ニの金額、ホの金額及びへの金額については、26～27頁を参照してください。

トの金額(法令5③)

国の補助金等の全額

リの金額 ⇒ 次のいずれか少ない金額(法令5③)

- ① 国の補助金等の額
- ② 受入寄附金総額からホの金額を控除した金額

## 《算式 5》 絶対値基準

$$\frac{\text{実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が 3,000 円以上（ただし、休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000 円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上）の寄附者の合計人数} \times 12}{\text{実績判定期間の月数}} \geq 100 \text{ 人}$$

- (注) 1 寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）及びその住所の明らかな寄附者のみを数えます。
- 2 寄附者本人と生計を一にする者も含めて一人として数えます。
- 3 寄附者が、そのNPO法人の役員及び役員と生計を一にする者である場合は、これらの者は、寄附者数に含めません。
- 4 月数は暦に従って計算し、一月未満の端数は切り上げて一月とします。

(解説)

実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が 3,000 円以上である寄附者の数(※)の合計数が年平均 100 人以上であること(法 45①一ロ、法令 2、法規 9)。

なお、実績判定期間の各事業年度単位で、年 3,000 円以上の寄附者数(※)が 100 人以上となっている場合には、上記算式を当てはめるまでもなく基準に適合することとなります。

※ 休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000 円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上の寄附者数となります。

## 条例個別指定基準

認定NPO法人として認定を受けるための申請書を提出した日の前日において、都道府県又は市区町村の条例により、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる法人として個別に指定を受けていること

- (注) 1 その都道府県又は市区町村の区域内に事務所を有するNPO法人に限ります。
- 2 認定申請書を提出する前日において条例の効力が生じている必要があります。

(解説)

条例による個別指定とは、個人住民税の寄附金控除の対象となる寄附金を受け入れるNPO法人として、これらの寄附金を定める条例により定められている場合、認定に係るPST基準を満たすものとして認められるというものです(当該条例を定めている都道府県又は市区町村の区域内に事務所を有するNPO法人に限ります。)(法 45①一ハ、地方税法 37 の 2①四、314 の 7①四)。

なお、条例による個別指定については、寄附金税額控除の対象となる寄附金を受け入れるNPO法人の名称及び主たる事務所の所在地が条例で明らかにされていることが必要です。

※仙台市では現在、条例個別指定制度はありません。

## (2) 活動の対象に関する基準

<p>実績判定期間における</p> <p>イ 会員等に対する資産の譲渡等及び会員等 が対象である活動</p> <p>ロ 特定の範囲の者に便益が及ぶ活動</p> <p>ハ 特定の著作物又は特定の者に関する活動</p> <p>ニ 特定の者の意に反した活動</p>	}	の事業活動に占める割合 < 50%
---	---	-------------------

(解説)

実績判定期間における事業活動のうち次に掲げる活動の占める割合が50%未満であること(法45①二)。

(注) 上記の割合は、そのNPO法人の行った事業活動に係る事業費の額、従事者の作業時間数その他の合理的な指標によりその事業活動のうちイ、ロ、ハ、ニに掲げる活動の占める割合を算定する方法により算定した割合をいいます(法規10)。

イ 会員又はこれに類する者(NPO法人の運営又は業務の執行に関係しない者で一定の者を除きます。以下「会員等」といいます。)に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供(以下「資産の譲渡等」といいます。)、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動(資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるものその他一定のものを除きます。)

(注1) 会員に類する者とは、次に掲げる者をいいます(法規11)。

① 当該申請に係るNPO法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者として、NPO法人の帳簿書類等に氏名又は名称が記載された者であって、そのNPO法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受け、又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者

② 当該申請に係るNPO法人の役員

(注2) NPO法人の運営又は業務の執行に関係しない者で一定の者とは、NPO法人が行う不特定多数の者を対象とする資産の譲渡等の相手方であって、当該資産の譲渡等以外のNPO法人の活動に関係しない者をいいます(法規12)。

(注3) その他一定のものとは、次に掲げるものをいいます(法規13)。

① そのNPO法人が行う資産の譲渡等で、その対価として資産の譲渡等に係る通常対価の額のおおむね10%程度に相当する額以下のもの及び交通費、消耗品費その他その資産の譲渡等に付随して生ずる費用でその実費に相当する額(②において「付随費用の実費相当額」といいます。)以下のものを会員等から得て行うもの

② そのNPO法人が行う役務の提供で、その対価として最低賃金法第4条第1項の規定により使用者が労働者に支払わなければならないこととされている賃金の算定の基礎となる同法第9条第1項に規定する地域別最低賃金の額を会員等がそのNPO法人に支払う役務の提供の対価の額の算定の基礎となる額とみなして、これと当該役務の提供の従事者の作業時間数に基づいて算出される金額におおむね相当する額以下のもの及び付随費用の実費相当額以下のものをその対価として会員等から得て行うもの

③ 法別表19号に掲げる活動又は同表第20号の規定により同表第19号に掲げる活動

に準ずる活動として都道府県若しくは指定都市の条例で定める活動を主たる目的とする法人が行うその会員等の活動（公益社団法人若しくは公益財団法人である会員等又は認定NPO法人である会員等が参加しているものに限ります。）に対する助成

- ロ 会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者、特定の地域に居住し又は事務所その他これらに準ずるものを有する者などその便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動（会員等を対象とする活動で上記イ（注3）③に掲げる活動及び会員等に対する資産の譲渡等を除きます。）

（注1） 特定の地域とは、一の市町村（特別区を含むものとし、指定都市にあつては、区又は総合区。）の区域の一部で地縁に基づく地域をいいます（法規15）。

（注2） 都道府県又は市区町村が、個人住民税の寄附金税額控除の対象として条例により個別に指定したNPO法人については、特定の範囲の者のうち、「便益の及ぶ者が地縁に基づく地域に居住する者等である活動」を除いて判定することとなります。

- ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動

- ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動

### (3) 運営組織及び経理に関する基準

運営組織及び経理について、次のいずれにも適合していること。

#### イ 運営組織が次のいずれにも該当すること

$$\frac{\text{役員のうち親族関係を有する者等で構成する最も大きなグループの人数}}{\text{役員総数}} \leq \frac{1}{3}$$

$$\frac{\text{役員のうち特定の法人の役員又は使用人等で構成する最も大きなグループの人数}}{\text{役員総数}} \leq \frac{1}{3}$$

#### ロ 各社員の表決権が平等であること

#### ハ 会計について

公認会計士等の監査を受けていること

または

青色申告法人と同等の取引記録、帳簿の保存を行っていること

#### ニ 不適正な経理を行っていないこと

(解説)

その運営組織及び経理に関して次に掲げる基準を満たしていること（法45①三）。

イ 次の割合のいずれについても3分の1以下であること。

- ① 役員総数のうちに役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族（以下「親族関係を有する者」といいます。）並びに役員と特殊の関係のある者の数の占める割合
- ② 役員総数のうちに特定の法人（その法人との間に一定の関係のある法人を含みます。以下同じ。）の役員又は使用人である者並びにこれらの者と親族関係を有する者並びにこれらの者と特殊の関係のある者の数の占める割合

（注1） 「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます（法規16）。

- a 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
- b 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
- c a又はbに掲げる関係のある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

（注2） 「一定の関係のある法人」とは、一の者（法人に限ります。）が法人の発行済株式又は出資（以下「発行済株式等」といいます。）の総数又は総額の50%以上の数又は金額の株式又は出資を保有する場合における一の者と法人との間の関係（以下「直接支配関係」といいます。）にある法人をいいます。

この場合において、次に該当するときは、一の者は、他の法人の発行済株式等の総数又は総額の50%以上の数又は金額の株式又は出資を保有するものとみなされま

す（法規 17）。

- a 一の者及びこれとの間に直接支配関係がある 1 若しくは 2 以上の法人が、他の法人の発行済株式等の総数又は総額の 50%以上の数又は金額の株式又は出資を保有する場合
- b 一の者との間に直接支配関係がある 1 若しくは 2 以上の法人が、他の法人の発行済株式等の総数又は総額の 50%以上の数又は金額の株式又は出資を保有する場合

（注 3） NPO 法人の責めに帰することのできない事由によりこの基準に適合しないこととなった場合には、その後遅滞なくこの基準を満たしていると認められるときは、この基準を継続して満たしているものとみなされます（法規 19）。

ロ 各社員の表決権が平等であること

ハ その会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること、又は法人規第 53 条から第 59 条までの規定（青色申告法人の帳簿書類の保存）に準じて帳簿及び書類を備え付けてこれらにその取引を記録し、かつ、当該帳簿及び書類を保存していること（法規 20）。

ニ その支出した金銭でその費途が明らかでないものがあるもの、帳簿に虚偽の記載があるものその他の不適正な経理が行われていないこと（法規 21）。

#### (4) 事業活動に関する基準

事業活動が次のいずれも満たしていること

- イ 宗教活動、政治活動及び特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動を行っていないこと
- ロ 役員、社員、職員又は寄附者等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと
- ハ 実績判定期間における

$$\frac{\text{特定非営利活動に係る事業費}}{\text{総事業費}} \geq 80\%$$

- ニ 実績判定期間における

$$\frac{\text{受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額}}{\text{受入寄附金総額}} \geq 70\%$$

(解説)

その事業活動に関し、次に掲げる基準を満たしていること（法 45①四）。

イ 次に掲げる活動を行っていないこと。

- ① 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること。
- ② 政治上の主義を推進し、若しくは支持し、又はこれに反対すること。
- ③ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。

ロ その役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者と親族関係を有する者又はこれらの者と特殊の関係のある者に対し特別の利益を与えないことその他の特定の者と特別の関係がないものとして一定の基準を満たしていること。

(注1) ここにいう「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます（法規 16、22）。

- a 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
- b 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは3親等以内の親族から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
- c a又はbに掲げる関係のある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

(注2) 「一定の基準」とは、次に掲げる基準をいいます（法規 23）。

- a 当該役員の職務の内容、当該NPO法人の職員に対する給与の支給の状況、当該NPO法人とその活動内容及び事業規模が類似するものの役員に対する報酬の支給の状況等に照らして当該役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給を行わないことその他役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと。



- b 役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時ににおける価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡を行わないことその他これらの者と当該NPO法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと。
- c 役員等に対し役員を選任その他当該NPO法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと。
- d 営利を目的とした事業を行う者、イの①から③に掲げる活動を行う者又はイの③の特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し、寄附を行わないこと

ハ 実績判定期間における事業費の総額のうちに特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること。

(注1) この割合を事業費以外の指標によって算定し、申請書を提出した場合であっても、所轄庁の長はその事業費以外の指標によって算定した割合が合理的であると認められた場合には、事業費により算定した割合に代えて、その事業費以外の指標により算定した割合によりこの基準の判定を行うことができます(法規24)。

(注2) 活動計算書における経常費用中にボランティア評価費用、施設等評価費用等の法人自身が金額換算し計上した科目に係る金額がある場合には、事業費の合計額から控除します。

ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること。

(注) 活動計算書における経常費用中にボランティア評価費用、施設等評価費用等の法人自身が金額換算し計上した科目に係る金額がある場合には、事業費の合計額から控除します。

(コラム) 特定資産について

- ・ NPO法人の特定非営利活動において、将来の特定非営利活動事業に充てるために、集めた寄附金の一部を一定期間法人内部に積み立てることができます。
- ・ 当該積立金相当額は、活動計算書上「費用」とはなりません。積立金の使用目的(その法人の今後の特定非営利活動事業に充当するために法人の内部に積み立てるものであること)や事業計画、目的外取り崩しの禁止等について、理事会又は社員総会で議決するなど適正な手続を踏んで積み立て、貸借対照表に例えば「特定資産」として計上するなどしているものであれば、いわゆる「総事業費の80%基準」や「受入寄附金の70%基準」の判定において、特定非営利活動事業費及び総事業費に含めて差し支えありません。
- ・ 実績判定期間中に「特定資産」等の勘定科目を設定した場合、勘定科目と金額を「認定基準等チェック表 第4表(次葉)」(別冊様式例集42頁参照)に記載して下さい。
- ・ この場合、当該積立金相当額は、既に「総事業費の80%基準」等の判定において特定非営利活動事業費及び総事業費として含めておりますので、事後に当該積立金を取り崩して費消(資産の取得等を含みます)し、かつ、活動計算書において費用(取得資産に係る減価償却費を含みます)として計上されている場合には、当該費用を特定非営利活動事業費及び総事業費から除いたところで「総事業費の80%基準」等の判定をする必要があります。

## (5) 情報公開に関する基準

### 次に掲げる書類を閲覧させること

- イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）
- ロ ① 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類  
② 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類  
③ 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程、前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他内閣府令で定める事項を記載した書類  
④ 内閣府令で定める書類  
⑤ 助成の実績を記載した書類

### (解説)

イ及びロの書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、当該書類をその事務所において閲覧させること（法 45①五）。

イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）

- ロ ① 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類（法 44②二）  
② 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類（法 44②三）  
③ (1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程（法 54②二）  
(2) 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他内閣府令で定める事項を記載した書類（法 54②三）

(注)「内閣府令で定める事項を記載した書類」とは以下のものをいいます(法規 32①)。

- 1 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項
- 2 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項
- 3 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項
  - イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引
  - ロ 役員等との取引
- 4 寄附者（当該認定NPO法人の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定NPO法人に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日
- 5 役員等に対する報酬又は給与の状況
  - イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（ロに係る部分を除く。）
  - ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項

- 6 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日
- 7 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日

(3) 内閣府令で定める書類（法 54②四）

（注） 「内閣府令で定める書類」とは以下のものをいいます（法規 32②）  
法第 45 条第 1 項第 3 号（ロに係る部分を除く。）、第 4 号イ及びロ、第 5 号並びに第 7 号に掲げる基準に適合している旨並びに法第 47 条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類。

④ 助成の実績を記載した書類（法 54③）

(6) 事業報告書等の提出に関する基準

**各事業年度において、事業報告書等を法第 29 条の規定により所轄庁に提出していること**

（解説）

法第 28 条第 1 項に規定する事業報告書等（前事業年度の事業報告書、計算書類及び財産目録並びに年間役員名簿並びに前事業年度の末日における社員のうち 10 人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面）を法第 29 条の規定により提出していること（法 45①六）。

(7) 不正行為等に関する基準

**法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと**

（解説）

法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと（法 45①七）。

(8) 設立後の経過期間に関する基準

**認定又は特例認定の申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、設立の日以後 1 年を超える期間が経過していること**

（解説）

申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後 1 年を超える期間が経過していること（法 45①八）。

## 2 特例認定NPO法人としての特例認定を受けるための基準

特例認定NPO法人として特例認定を受けるためには、NPO法人として新たに設立されたもののうち、その運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれることにつき、上記1の(2)から(8)の認定基準に加え、次の(1)及び(2)の認定基準に適合する必要があります(法45、58、59)。

### (1) 設立の日からの経過期間に関する基準

特例認定の申請書を提出した日の前日において、その設立の日から5年を経過しない法人であること(法59二)

### (2) 認定又は特例認定の有無に関する基準

過去に認定又は特例認定を受けたことがないこと(法59三)

### 3 欠格事由

次に掲げる欠格事由のいずれにも該当しないこと（法 47）

イ 役員のうち、次の①から④のいずれかに該当する者がある

- ① 認定等を取り消された法人において、その取消原因の事実があった日以前 1 年以内に当該法人のその業務を行う理事であった者でその取消の日から 5 年を経過しない者
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日等から 5 年を経過しない者
- ③ NPO 法若しくは暴力団員不当行為防止法等に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行を終わった日等から 5 年を経過しない者
- ④ 暴力団の構成員等

ロ 認定等の取消の日から 5 年を経過しない

ハ 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している

ニ 国税又は地方税の滞納処分が執行されている又は当該滞納処分の終了の日から 3 年を経過しない

ホ 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課されてから 3 年を経過しない

ヘ 次の①、②のいずれかに該当する法人

- ① 暴力団
- ② 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人

(解説)

欠格事由のいずれかに該当する NPO 法人は、認定、特例認定（以下「認定等」といいます。）又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、認定等又は認定の有効期間の更新を受けることができません（法 47）。

イ NPO 法人の役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合には、欠格事由に該当します。

- ① 認定 NPO 法人が認定を取り消された場合又は特例認定 NPO 法人が特例認定を取り消された場合において、その取消の原因となった事実があった日以前 1 年以内に当該認定（特例認定）NPO 法人のその業務を行う理事であった者でその取消の日から 5 年を経過しない者
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- ③ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に違反したことにより、若しくは刑法第 204 条等<sup>(注1)</sup>若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとすることに関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
- ④ 暴力団の構成員等<sup>(注2)</sup> <sup>(注3)</sup>

認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、申請時の各役員分の「住民票

の交付請求に関する同意書」、合併の認定申請時に、申請時の各役員分の「住民票記載情報の提供に関する同意書」の添付が必要となります。

(注1) 「刑法 204 条等」とは、刑法第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 2、第 222 条若しくは第 247 条をいいます。

(注2) 「暴力団の構成員等」とは、法第 12 条第 1 項第 3 号ロに規定する暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含みます。）又は暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいいます。

(注3) 毎事業年度 1 回所轄庁に提出する役員報酬規程等提出書には、上記の「住民票の交付請求に関する同意書」「住民票記載情報の提供に関する同意書」の添付は必要ありません。

ロ 認定又は特例認定を取り消され、その取消の日から 5 年を経過しない法人は、欠格事由に該当します。

ハ NPO 法人の定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反している法人は、欠格事由に該当します。

ニ 国税又は地方税の滞納処分の執行がされている法人、又は当該滞納処分の終了の日から 3 年を経過していない法人は、欠格事由に該当します。

なお、認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その 4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります。

(注1) 添付が必要となる納税証明書は、国税及び地方税の納付の有無にかかわらず、主たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書となります。また、従たる事務所において国税又は地方税を納付している場合には、当該従たる事務所が所在する所轄税務署長、都道府県知事又は市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付も必要となります。

(注2) 毎事業年度 1 回所轄庁に提出する役員報酬規程等提出書には、上記の納税証明書の添付は必要ありません。

ホ 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から 3 年を経過していない法人は、欠格事由に該当します。

ヘ 次のいずれかに該当する法人は、欠格事由に該当します。

- ① 暴力団
- ② 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある法人

## **第3章 認定・特例認定申請手続**

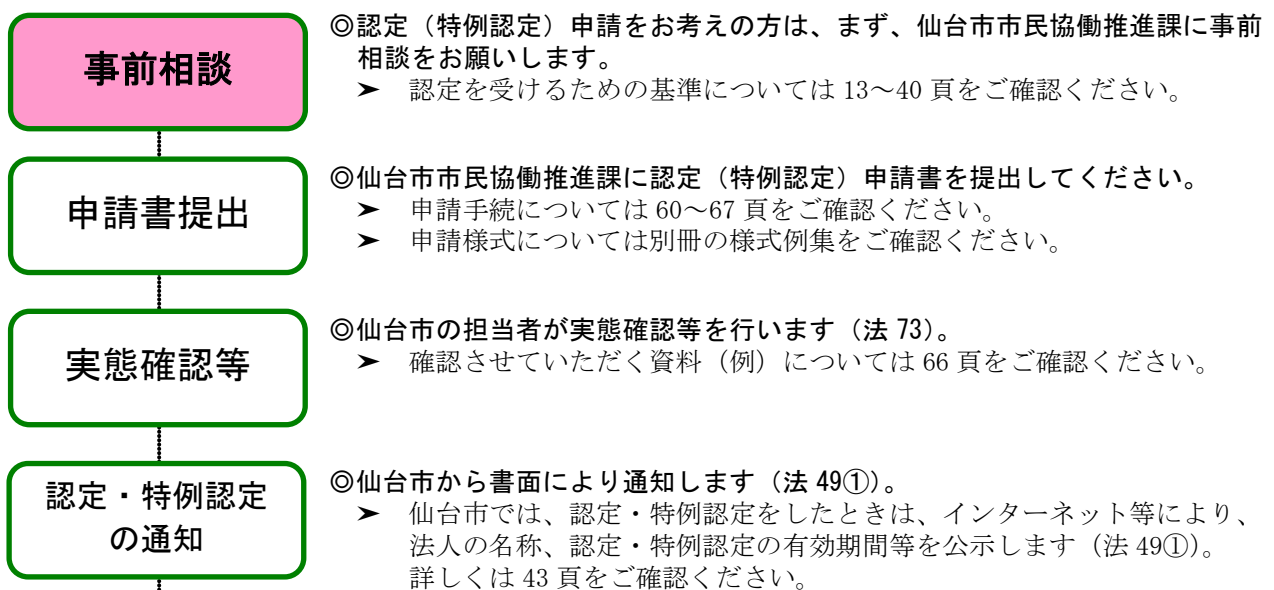
## 第1節 導入編

仙台市を所轄庁とするNPO法人（仙台市内にのみ事務所を置くNPO法人）が認定又は特例認定を受けるためには、仙台市（市民協働推進課）に申請書を提出する必要があります。

（仙台市外にも事務所を置くNPO法人の場合は、その主たる事務所の所在地の都道府県に提出することとなります。）

ただし、申請書の提出に当たっては、**申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過している必要があります**（法45①八、59一）。

### 1 認定・特例認定申請手順のおおまかな流れ



※ 認定・特例認定を受けた後、法人として次のことを行う必要があります。

役員報酬規程等の提出	情報公開	異動の届出等
認定NPO法人等は、役員報酬規程等及び助成金支給の実績等に関する書類を所轄庁や所轄庁以外の関係知事に提出しなければなりません。ただし、役員報酬規程と職員給与規程については、既に所轄庁に提出されているものから内容に変更がない場合、毎事業年度の提出は不要です（法55①②、62）。	認定NPO法人等は、事業報告書等、役員名簿、定款、認定等申請の添付書類、役員報酬規程等の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければなりません（法52④、54④、62）。なお、社員や利害関係人以外に閲覧させる際、役員名簿・社員名簿等については、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができます（法52⑤）。	代表者の変更があったときなど所定の異動・変更等が生じた場合には、その旨を記載した書類等（添付書類を含みます。）を、所轄庁（仙台市）に提出しなければなりません（法49④、52①～③、53①④、62、法規30、31②）。

➤ この他、認定NPO法人・特例認定NPO法人としての義務等については、70～



75 頁をご覧ください。

## 2 標準処理期間について

- (1) 仙台市における認定NPO法人の認定、特例認定NPO法人の特例認定に係る標準的な処理期間は、法第44条第2項又は法第58条第2項に基づき申請書が提出された日の翌日から6カ月以内となります。
- (2) 上記(1)の標準処理期間は、次のア及びイに掲げる期間を除外します。
  - ア 申請書類（添付書類を含む）の欠陥補正等のため書類の補正若しくは追加提出を依頼した場合、又は認定（特例認定）審査に必要な追加資料の提出を要求した場合は、当該依頼日若しくは要求日から補正若しくは追加提出がなされた日までの期間
  - イ 行政庁の責めによらない事情により要した期間（実態確認予定日を事前連絡した場合、当該事前連絡日から実際に実態確認を開始した日までの期間を含む）
- (3) 認定NPO法人の有効期間の更新に係る標準的な処理期間については、上記(1)及び(2)に準ずるものとなります。

## 3 所轄庁による認定・特例認定の通知と公示

### (1) 所轄庁による認定・特例認定等の通知

所轄庁である仙台市は、NPO法人からの申請について、認定（特例認定）又は認定の有効期間の更新をしたときはその旨を当該申請法人に対し書面により通知することになります。

また、認定（特例認定）又は認定の有効期間の更新をしないことを決定したときはその旨とその理由を、申請法人に対し書面により通知することになります（法49①、51⑤、62）。

### (2) 認定の公示

所轄庁である仙台市は、認定NPO法人等の認定（特例認定）又は認定の有効期間の更新をしたときは、インターネットの利用その他適切な方法により、次に掲げる事項を公示することになります（法49②、51⑤、62）。

（公示事項）

- ① 認定（特例認定）NPO法人の名称
- ② 代表者の氏名
- ③ 主たる事務所の所在地とその他の事務所の所在地
- ④ 認定（特例認定）の有効期間

また、仙台市は、認定NPO法人等について、以下に掲げる事項に変更があったときも、インターネットの利用その他適切な方法により、その旨を公示することになります（法53②、62）。

- ⑤ 上記（公示事項）①、③に掲げる事項に係る定款の変更の認証をしたとき
- ⑥ 上記（公示事項）③に掲げる事項に係る定款変更（所轄庁の認証を受けなければならない事項を除きます。）の届出を受けたとき
- ⑦ 代表者の氏名に変更があった旨の届出を受けたとき

## 4 認定・特例認定の基準に関する事前チェックシート

認定・特例認定を受けるためには、次に掲げる基準（詳細は第2章第2節）（特例認定を受ける場合は①を除く）に適合する必要があります。

- ①パブリック・サポート・テスト（PST）に適合すること（特例認定を受ける場合は除きます。）。
- ②事業活動において、共益的な活動の占める割合が、50%未満であること。
- ③運営組織及び経理が適切であること。
- ④事業活動の内容が適正であること。
- ⑤情報公開を適切に行っていること。
- ⑥事業報告書等を所轄庁に提出していること
- ⑦法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと。
- ⑧設立の日から1年を超える期間が経過していること。
- ⑨欠格事由のいずれにも該当しないこと。

これらの基準について、それぞれ、実績判定期間又は一定の基準日において、若しくは認定時まで継続して適合している必要があります。

**次のページに掲載している「事前チェックシート」でご確認ください。**

# 事前チェックシート

- 認定又は特例認定を受けるためには、法令に定められた次に掲げる基準等(特例認定を受ける場合は①を除く)に適合する必要があります。

(注) 特例認定は、設立の日から5年を経過した法人及び過去に認定又は特例認定を受けたことがある法人は受けることができません。

- 申請書の提出を検討されている方は、まず、以下の9項目(特例認定を受ける場合は①を除く)のチェックポイントを確認してください。
- 項目①イ・ロ、②、④D・Eは実績判定期間において、項目①ハは申請日の前日において、項目③、④A・B・C、⑤、⑥、⑦は、認定時まで継続して、各基準に適合しておく必要があります。
- 実績判定期間とは、認定基準等の判定対象となる期間のことです。チェックに当たっては、直前に終了した事業年度以前の5事業年度分(初めて認定又は特例認定を受けようとする法人は2事業年度分)の各科目の合計金額を使用します。詳しくは次のページでご確認ください。

## 《チェックポイント》

① (特例認定除く)	イ【相対値基準】収入金額に占める寄附金の割合が20%以上である(47頁) 又は	適・否
	ロ【絶対値基準】年3,000円以上の寄附者の数が平均100人以上である(48頁) 又は	
	ハ【条例個別指定】仙台市又は宮城県の条例による個別指定を受けている※(49頁)	
※仙台市では現在、条例個別指定制度はありません。		
②	事業活動において、共益的な活動の占める割合が50%未満である(50頁)	適・否
③	運営組織及び経理が適切である(52頁)	適・否
④	事業活動の内容が適正である(53頁)	適・否
⑤	情報公開を適切に行っている(54頁)	適・否
⑥	所轄庁に対して事業報告書などを提出している(55頁)	適・否
⑦	法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がない(56頁)	適・否
⑧	設立の日から1年を超える期間が経過している(57頁)	適・否
⑨	欠格事由のいずれにも該当しない(58頁)	適・否

## ご注意ください！

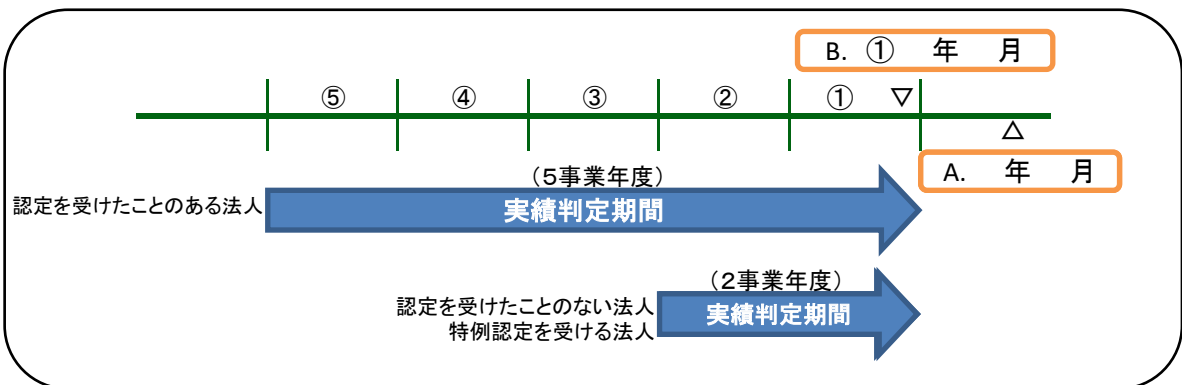
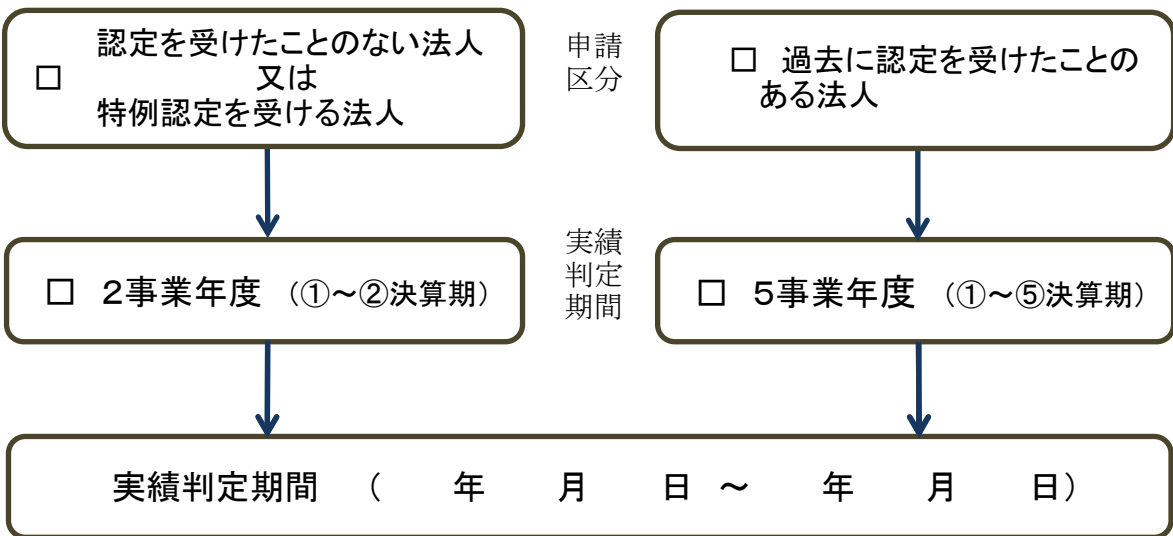
- このチェックシートは、認定基準等を満たしているかどうかを簡易的に自己チェックするためのもので、全てのチェック項目が「適」となった場合でも必ず認定又は特例認定を受けることができるとは限りません。
- ご不明な点がある場合や認定基準等の具体的な手続等についてお尋ねになりたい場合には、お気軽に仙台市市民協働推進課までお問い合わせください。

— 実績判定期間について —

- 実績判定期間とは、認定を受けようとする法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年(過去に認定を受けたことのない法人又は特例認定を受ける法人の場合は2年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいいます。

A. 申請(予定)年月日 ( 年 月 日 )	B. 直前終了事業年度 (① 年 月 日 ~ 年 月 日)
---------------------------	----------------------------------

Bの1年前事業年度	② ( 年 月 日 ~ 年 月 日 )
Bの2年前事業年度	③ ( 年 月 日 ~ 年 月 日 )
Bの3年前事業年度	④ ( 年 月 日 ~ 年 月 日 )
Bの4年前事業年度	⑤ ( 年 月 日 ~ 年 月 日 )



☆ 基準①については、イ、ロ、ハのいずれかの基準を選択して適用いただくことになります。

☆ 特例認定を受けようとするNPO法人は、認定基準等①の確認は必要ありません。

### 認定基準等①-イ —パブリックサポートテスト(PST)について— 【相対値基準】

#### 実績判定期間における

A. 活動計算書の「総収入金額 <sup>(注)</sup> 」	(	円 )
B. 国・地方公共団体からの補助金等	(	円 )
C. 資産売却による臨時収入	(	円 )
D. 1,000円未満の寄附金(同一者からの合計額)	(	円 )
E. 氏名又は名称が明らかでない寄附金	(	円 )
F. 休眠預金等交付金関係助成金	(	円 )
<hr/>		
G. 差引金額(A - B - C - D - E - F)	(	円 )

(注)「総収入金額」欄には、活動計算書の経常収益計と経常外収益計の合計額を記載します。

#### 実績判定期間における

H. 受け入れた「寄附金総額 <sup>(注)</sup> 」	(	円 )
I. 同一者からの寄附金のうち、Gの10%を超える額の合計	(	円 )
J. 1,000円未満の寄附金(同一者からの合計額)	(	円 )
K. 氏名又は名称が明らかでない寄附金	(	円 )
L. 休眠預金等交付金関係助成金	(	円 )
<hr/>		
M. 差引金額(H - I - J - K - L)	(	円 )

(注)対価性のない助成金等を含みます。



$$\frac{\text{Mの金額( )}}{\text{Gの金額( )}} \geq 20\% \text{である}$$

はい

いいえ

( 適 )  
認定基準等①-イに  
適合すると思われます

( 否 )  
認定基準等に  
適合しません

※ 初めて認定を受けようとする場合は、実績判定期間に係る寄附者名簿を作成し、申請書に添付してください。

- ☆ 基準①については、イ、ロ、ハのいずれかの基準を選択して適用いただくことになります。
- ☆ 特例認定を受けようとするNPO法人は、認定基準等①の確認は必要ありません。

認定基準等①-ロ —パブリックサポートテスト(PST)について—  
【絶対値基準】

実績判定期間において、年間3,000円以上(ただし、休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上)の寄附者の数が年平均100人以上である。

はい

いいえ

( 適 )

認定基準等①-ロに  
適合すると思われます

( 否 )

認定基準等に  
適合しません

(注意事項)

- 寄附者の氏名(法人・団体にあつては、その名称)及びその住所が明らかな寄附者のみを数えます。
- 寄附者本人と生計を一にする者を含めて一人として数えます。
- 申請法人の役員及びその役員と生計を一にする者が寄附者の場合は、これらの者は寄附者数に含めません。

★ 実績判定期間中に、年3,000円以上(ただし、休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額を加算した金額以上)の寄附者が100人以上でない事業年度がある場合には、次の算式により年平均100人となるかどうか判定してください。

★ 実績判定期間中に、一月に満たない月がある場合は、それを一月とみなして月数を数えます。

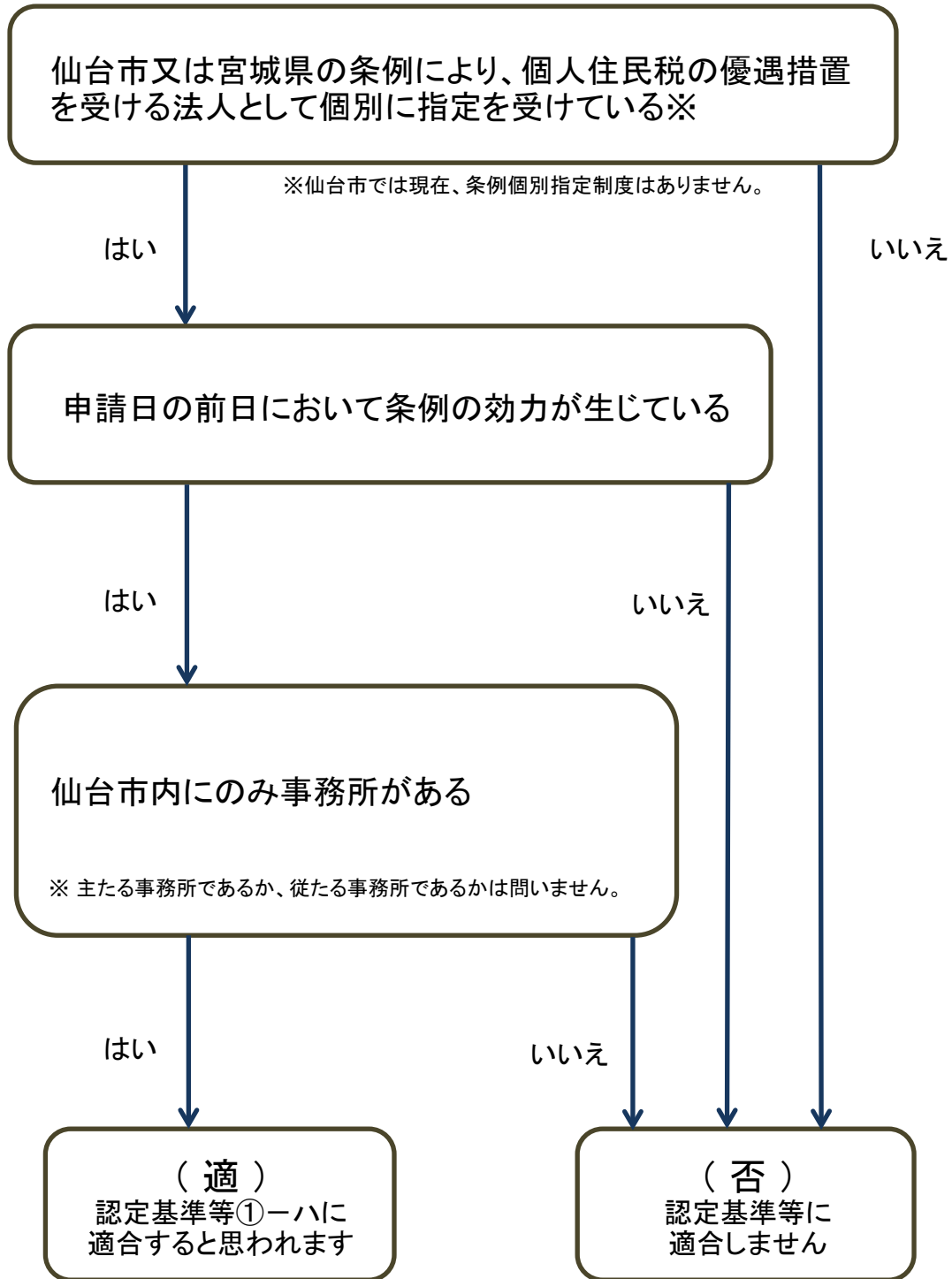
実績判定期間月数(A)				年3,000円以上の寄附者数(B)	
①	自	年	月 日	月	人
	至	年	月 日		
②	自	年	月 日	月	人
	至	年	月 日		
③	自	年	月 日	月	人
	至	年	月 日		
④	自	年	月 日	月	人
	至	年	月 日		
⑤	自	年	月 日	月	人
	至	年	月 日		
合 計				月	人

$$\frac{Bの合計( \quad ) \times 12}{Aの合計( \quad )} = \boxed{\text{年平均} \quad \text{人}} \geq 100$$

※ 初めて認定を受けようとする場合は、実績判定期間に係る寄附者名簿を作成し、申請書に添付してください。

- ☆ 基準①については、イ、ロ、ハのいずれかの基準を選択して適用いただくことになります。
- ☆ 特例認定を受けようとするNPO法人は、認定基準等①の確認は必要ありません。

認定基準等①-ハ —パブリックサポートテスト(PST)について—  
【条例個別指定基準】



※ 申請書に寄附者名簿の添付は必要ありません。

認定基準等② — 活動の対象について —

実績判定期間における事業活動

A. 会員等※のみを対象とした物品の販売やサービスの提供

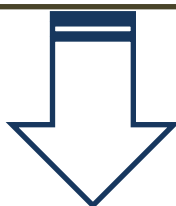
B. 会員等※のみが参加する会議や会報誌の発行

C. 特定のグループにのみ便益が及ぶ活動

D. 特定の人物や著作物に関する普及啓発や広告宣伝などの活動

E. 特定の者の意に反した行為を求める活動

F. 特定の地域に居住する者にのみ便益が及ぶ活動



AからF(条例で個別に指定されている法人は, AからE)の事業活動の割合は, NP  
O法人の事業活動全体の50%未満である

はい

いいえ

( 適 )  
認定基準等②に  
適合すると思われます

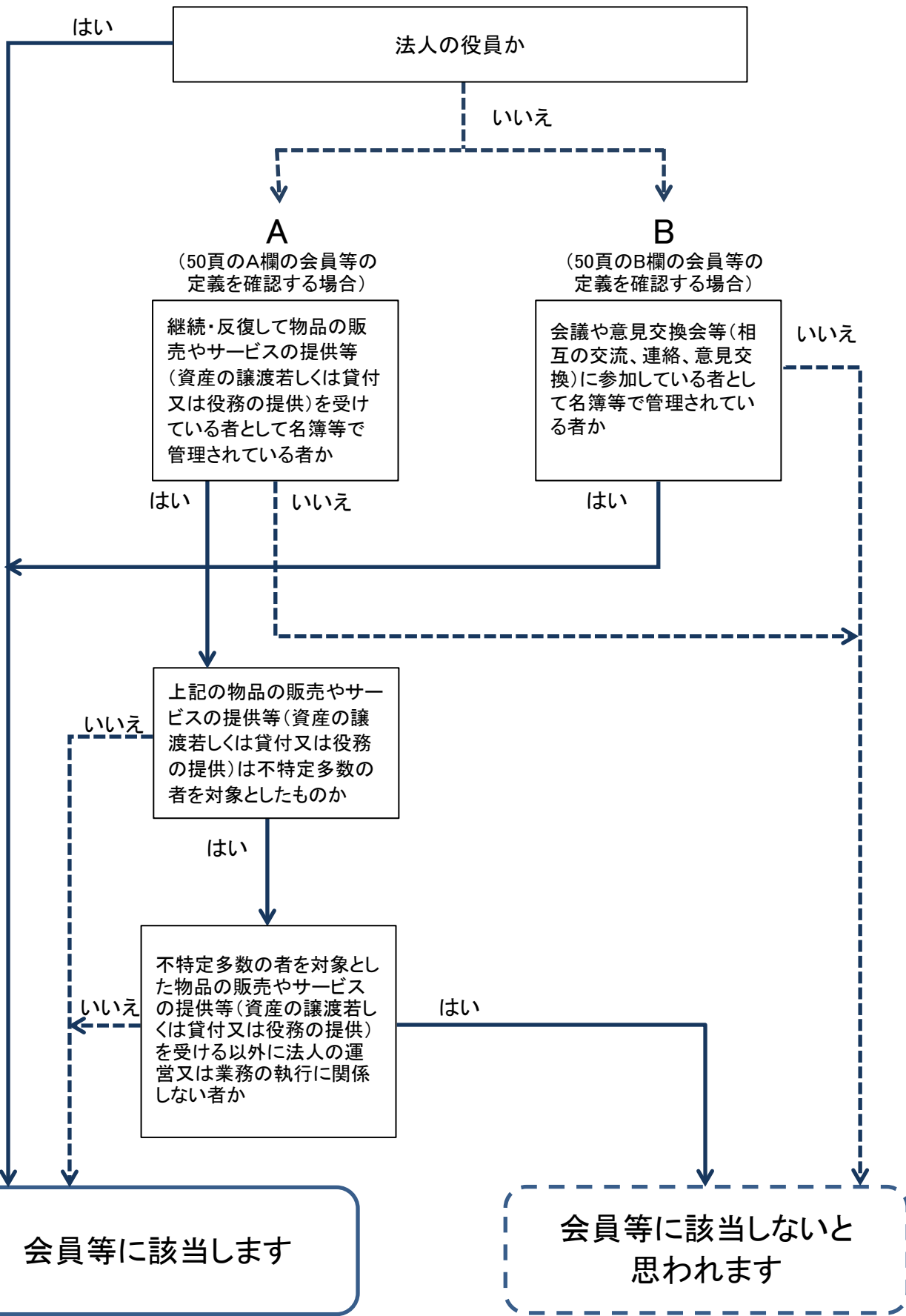
( 否 )  
認定基準等に  
適合しません

※ 「会員等」の定義については, 51頁を参照願います。

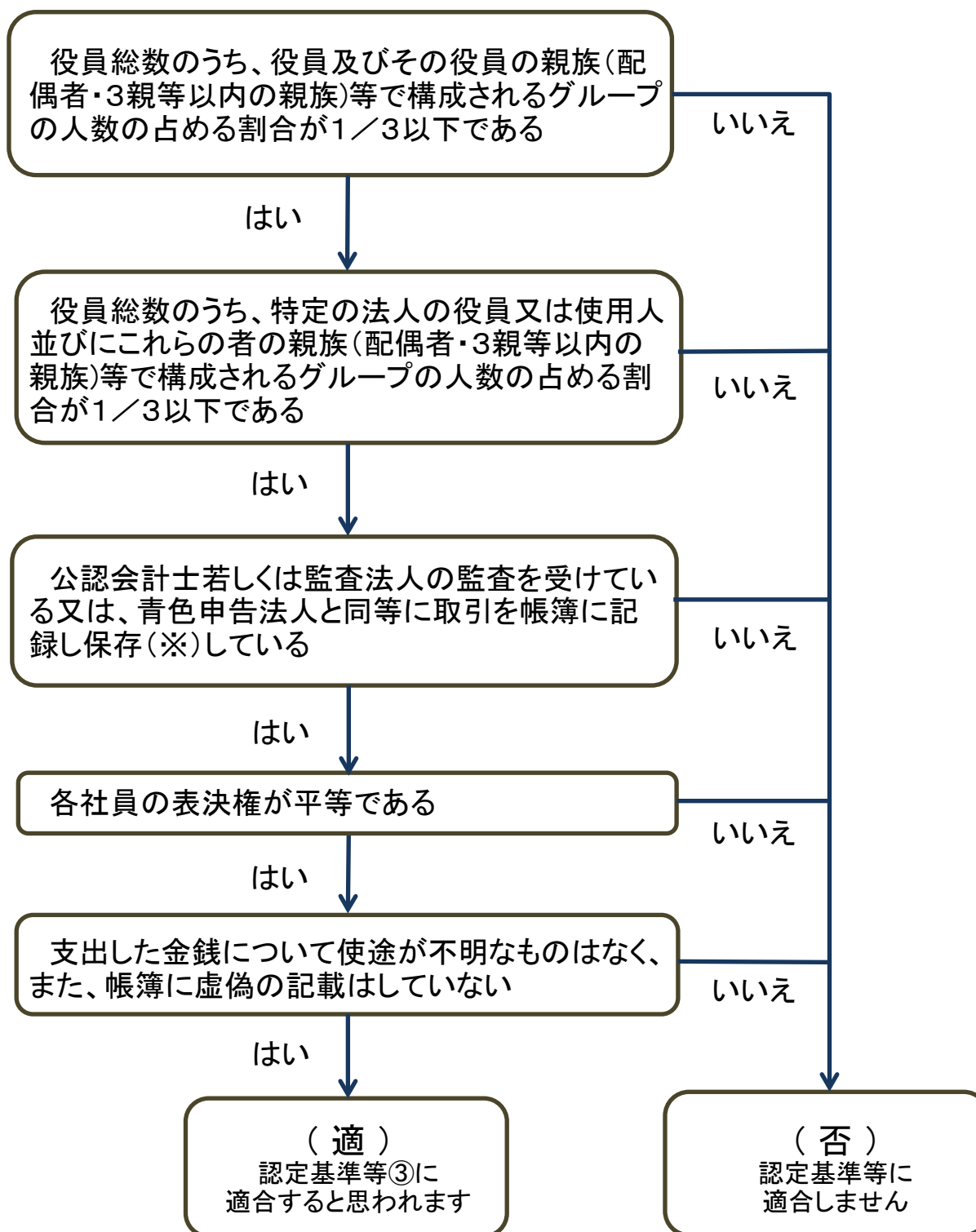


認定基準等②

(参考)「会員等」について

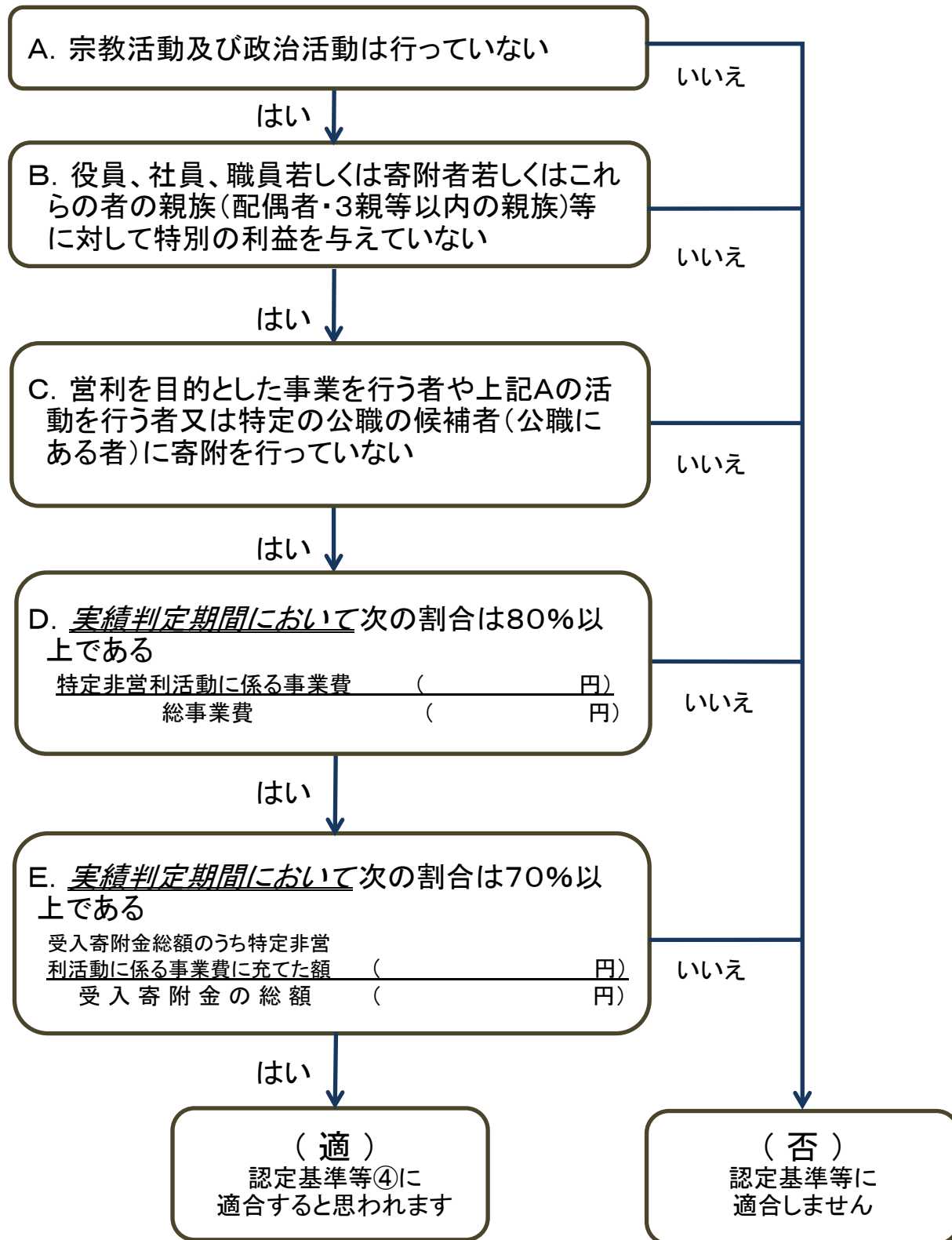


認定基準等③ — 運営組織及び経理について —



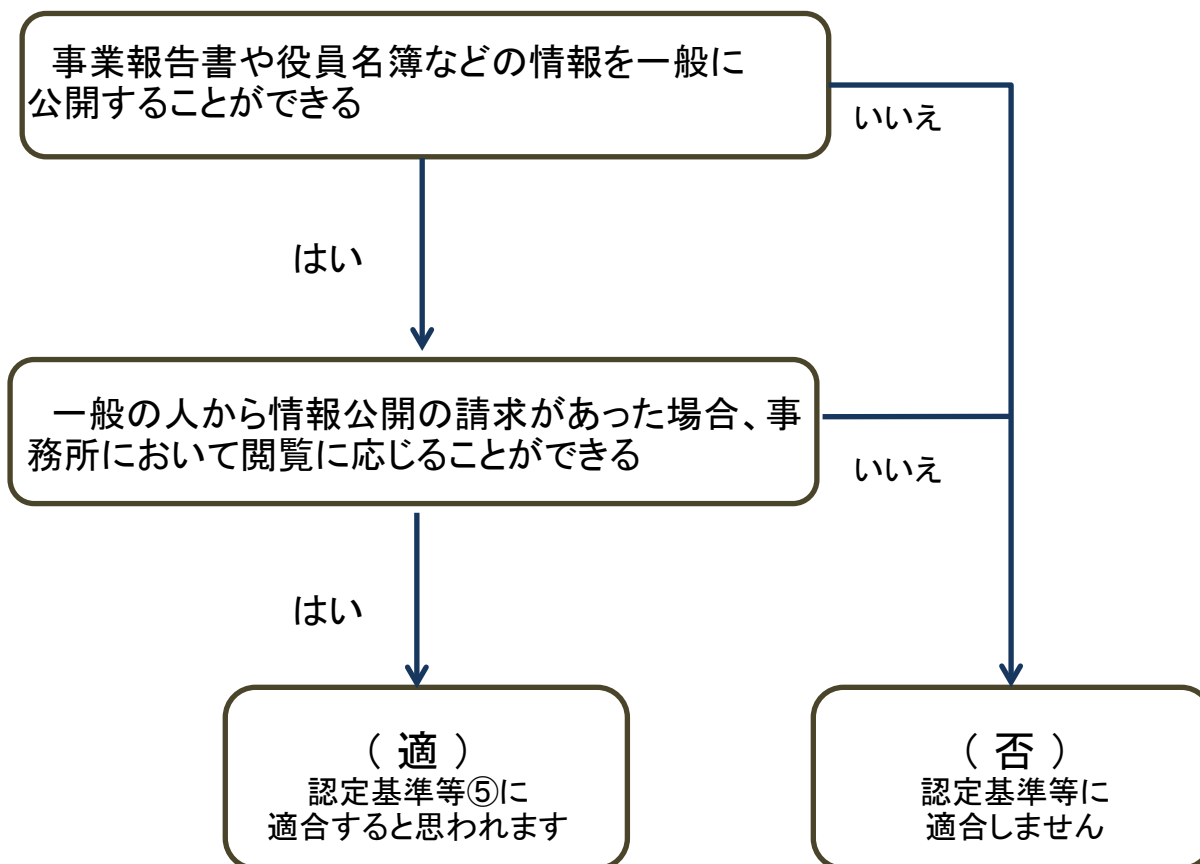
※ 実績判定期間において、主たる事務所の所在地に保存されている必要があります。

認定基準等④ — 事業活動について —



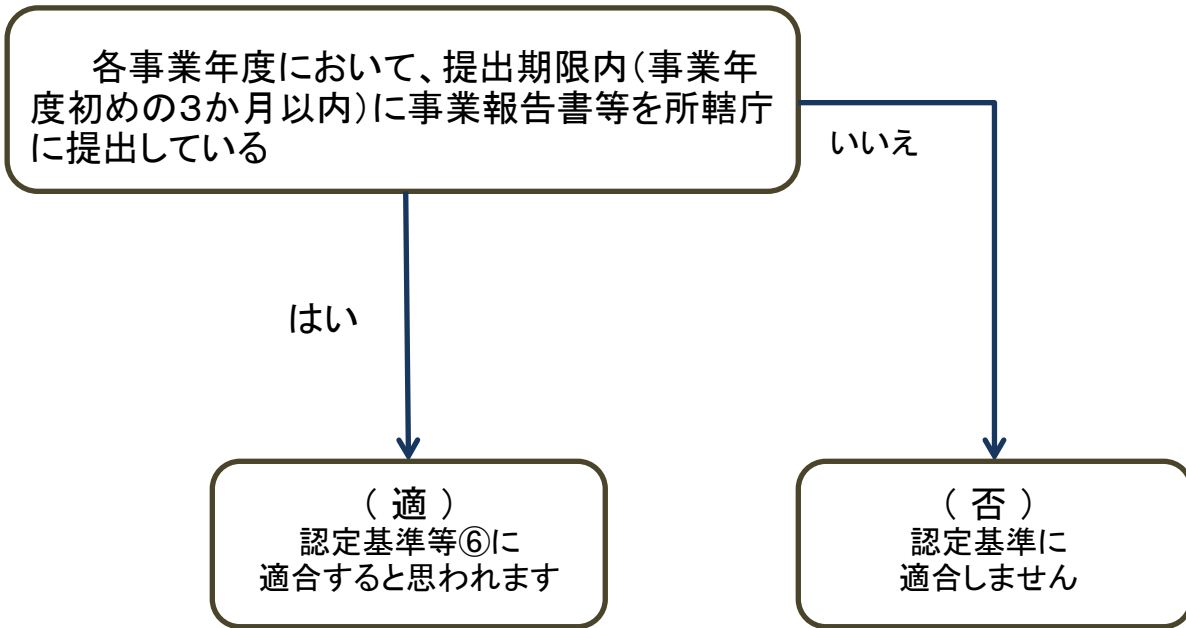
※ 事業費とは、法人の事業の目的のために直接要した費用で管理費以外のものをいいます。

認定基準等⑤ — 情報公開について —



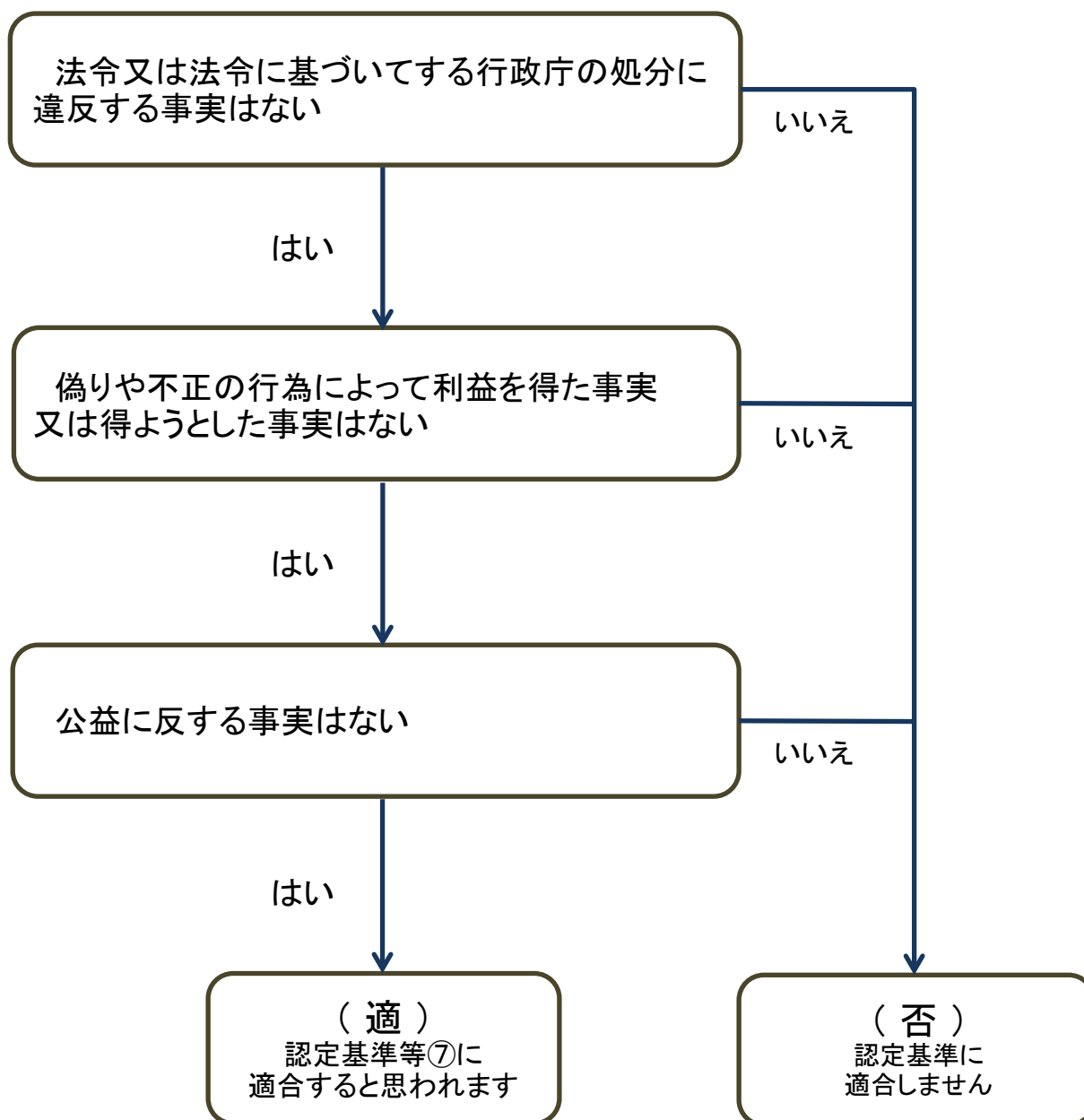
- ※ 閲覧の対象となる書類
- ・ 事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）
  - ・ 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
  - ・ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
  - ・ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
  - ・ 収益の明細その他資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項等を記載した書類
  - ・ 助成金の実績を記載した書類

認定基準等⑥ — 所轄庁への書類提出について —

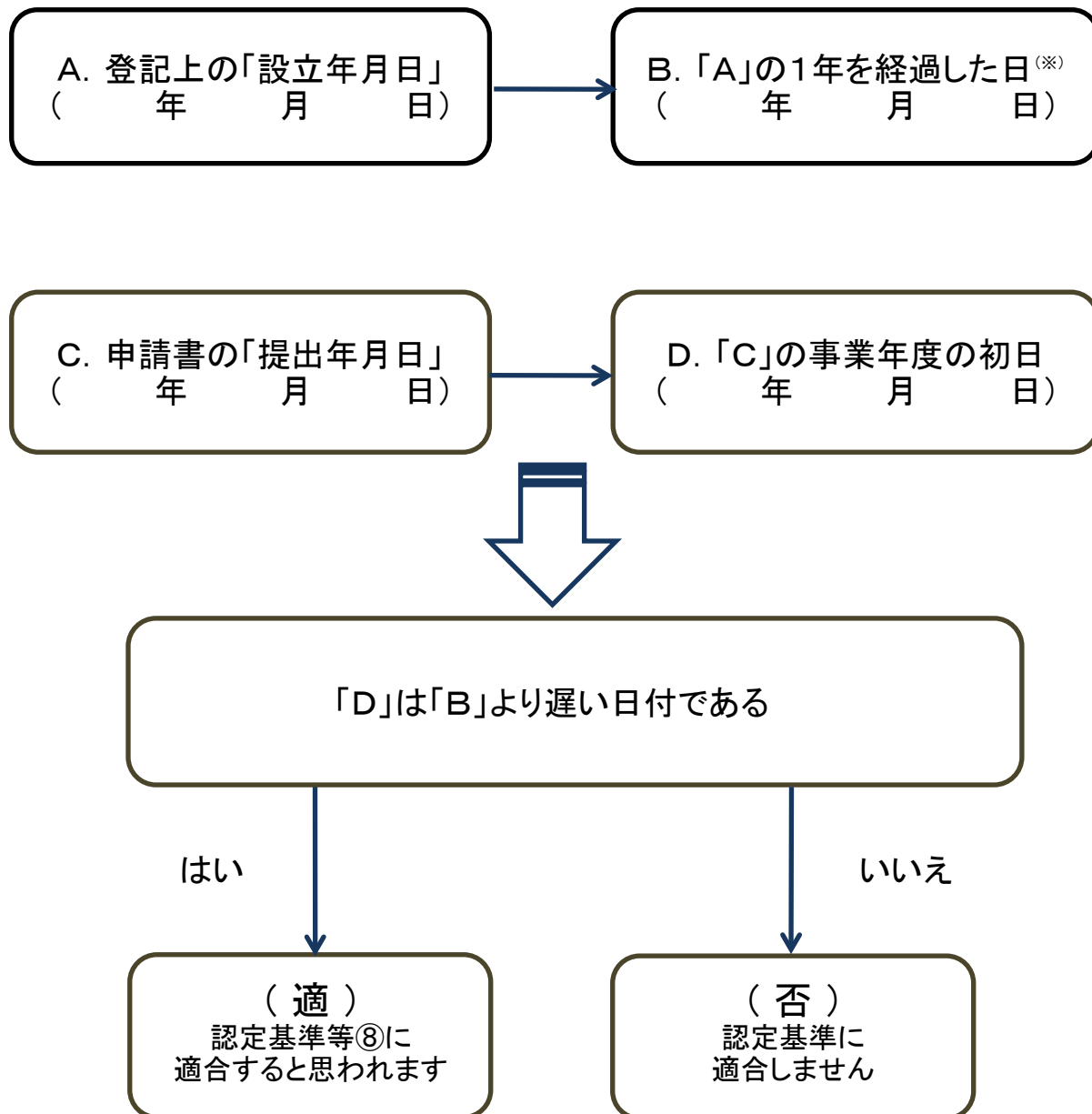


- ※ 事業報告書等
- ・ 事業報告書
  - ・ 財産目録
  - ・ 貸借対照表
  - ・ 活動計算書
  - ・ 年間役員名簿
  - ・ 社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面

認定基準等⑦ — 不正行為等について —



認定基準等⑧ — 設立後の経過期間について —



※ 合併によって設立したNPO法人が申請を行う場合は、各合併消滅法人の設立の日から1年を経過した日のうち最も早い日を記入します。

また、合併によって存続したNPO法人が申請を行う場合は、合併法人及び各合併消滅法人の設立の日から1年を経過した日のうち最も早い日を記入します。

— 欠格事由について —

○役員の中に、次のA～Dのいずれかに該当する者がある

A. 認定又は特例認定を取り消された法人において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者

B. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

C. NPO法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

D. 暴力団の構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む)又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者(J.において「暴力団の構成員等」といいます。)

はい

いいえ

E. 認定又は特例認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない

はい

いいえ

F. 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している

はい

いいえ

G. 国税又は地方税の滞納処分が執行されているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない

はい

いいえ

H. 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない

はい

いいえ

○次のいずれかに該当する法人

I. 暴力団

J. 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人

はい

いいえ

(適)  
欠格事由に該当  
しないと思われます

(否)  
欠格事由に該当します



メモ



## 第2節 解説編

### 1 認定を受けようとする場合の申請書類等

(1) 認定を受けようとするNPO法人は、以下の申請書及び添付書類を所轄庁である仙台市（市民協働推進課）に提出し、認定を受けることとなります（法44②）。

- ◎ 申請書及び添付書類の様式については、別冊の様式例集をご参照ください。
- ◎ 提出は電子申請でも可能です。電子申請をご利用の場合は、別冊の法人マニュアル（申請・届出編）の6認定・特例認定をご参照ください。

申請書	
記載事項	ア 申請者（NPO法人）の名称
	イ 代表者の氏名
	ウ 主たる事務所の所在地とその他の事務所の所在地
	エ 設立の年月日
	オ 申請者（NPO法人）が現に行っている事業の概要など

申請書の添付書類	
1	<p>実績判定期間内の日を含む各事業年度の寄附者名簿（寄附金の支払者ごとの氏名（法人の名称）と住所並びに寄附金の額、受け入れた年月日を記載したもの）</p> <p>（注） 助成金や賛助会費として受け入れたものについても、PST基準の判定上、寄附金として取り扱うことができるもの（支出する側に任意性があり、直接の反対給付（対価性）がない経済的利益の供与）については、全て記載してください。</p> <p>（注） 「実績判定期間」とは、認定を受けようとするNPO法人の直前に終了した事業年度の末日以前2年以内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間となります（法44③）。 詳しくは、19～21頁「実績判定期間」の具体例をご参照ください。</p>
2	<p>認定の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類</p> <p>（注） 認定の各基準については22～37頁を、欠格事由については39～40頁をご参照ください。</p>
3	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
4	国税及び地方税の滞納処分に係る納税証明書
5	住民票の交付請求に関する同意書

(2) 認定の申請書の提出は、申請書を提出した日を含む事業年度開始の日において、設立の日以後1年を超える期間が経過している必要があります（法45①八）。

(3) 認定の有効期間は、認定の日から起算して5年となります（法51①）。

認定の有効期間の満了後、引き続き、認定NPO法人として特定非営利活動を行おうとする認定NPO法人は、その有効期間の更新を受ける必要があります（64頁の「3認定の有効期間の更新を受けようとする場合の申請書類等」をご参照ください。）（法51②）

認定を受けるための申請書及び添付書類一覧

申請書・添付書類		様式例集 参照頁
認定特定非営利活動法人としての認定を受けるための申請書		1
1 寄附者名簿（注1・2）		13
2 認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
一 号 基 準	イ、ロ、ハのいずれか1つの基準を選択してください。	
	イ 相対値基準・原則 又は 相対値基準・小規模法人	
	認定基準等チェック表（第1表 相対値基準・原則用）	15
	認定基準等チェック表（第1表 相対値基準・小規模法人用）	17
	受け入れた寄附金の明細表（第1表付表1 相対値基準・原則用）	19
	受け入れた寄附金の明細表（第1表付表1 相対値基準・小規模法人用）	21
	社員から受け入れた会費の明細表（第1表付表2 相対値基準用）	25
	ロ 絶対値基準	
	認定基準等チェック表（第1表 絶対値基準用）	27
	ハ 条例個別指定基準	
	認定基準等チェック表（第1表 条例個別指定法人用）	29
二 号 基 準	いずれかの書類を提出することとなります。	
	認定基準等チェック表（第2表）	31
	認定基準等チェック表（第2表 条例個別指定法人用）	33
三 号 基 準	認定基準等チェック表（第3表）	35
	役員 の 状 況（第3表付表1）	37
	帳簿組織の状況（第3表付表2）	39
四 号 基 準	認定基準等チェック表（第4表）	41
	役員等に対する報酬等の状況（第4表付表1）	45
	役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第4表付表2）	47
基 準 五 号	認定基準等チェック表（第5表）	49
号 基 準 六 号 八	認定基準等チェック表（第6、7、8表）	51
欠格事由チェック表		53
3 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		55
4 国税及び地方税の滞納処分に係る納税証明書		53
5 各役員 の 住 民 票 の 交 付 請 求 に 関 する 同 意 書		57

（注意事項）

- 1 条例個別指定基準に適合する法人は、寄附者名簿の添付は必要ありません（法44②ただし書き）。
- 2 審査過程で、寄附者の氏名又は名称順、寄附金の受領年月日順に並べ替えた寄附者名簿の提出をお願いしております。

## 2 特例認定を受けようとする場合の申請書類等

- (1) 特例認定を受けようとするNPO法人は、以下の申請書及び添付書類を所轄庁である仙台市（市民協働推進課）に提出し、特例認定を受けることとなります（法44②、58②）。
- ◎ 申請書及び添付書類の様式については、別冊の様式例集をご参照ください。
  - ◎ 提出は電子申請でも可能です。電子申請をご利用の場合は、別冊の法人マニュアル（申請・届出編）の6認定・特例認定をご参照ください。

申請書	
記載事項	ア 申請者（NPO法人）の名称
	イ 代表者の氏名
	ウ 主たる事務所の所在地とその他の事務所の所在地
	エ 設立の年月日
	オ 申請者（NPO法人）が現に行っている事業の概要など
申請書の添付書類	
1	<p>特例認定の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類</p> <p>(注1) 特例認定の各基準については30～38頁を、欠格事由については39～40頁をご参照ください。</p> <p>(注2) 特例認定の各基準に係る「実績判定期間」は、特例認定を受けようとするNPO法人の直前に終了した事業年度の末日以前2年以内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間となります（法44③、58②）。詳しくは、19～21頁「実績判定期間」の具体例をご参照ください。</p>
2	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
3	国税及び地方税の滞納処分に係る納税証明書
4	住民票の交付請求に関する同意書

- (2) 特例認定の申請ができるNPO法人は、次に掲げる基準に適合する必要があります（法45①八、59一～三）。

①	特例認定の申請書を提出した日を含む事業年度開始の日において、設立の日以後1年を超える期間が経過していること
②	特例認定の申請書を提出した日の前日において、その設立の日から5年を経過しない法人であること
③	認定又は特例認定を受けたことがないこと

- (3) 特例認定の有効期間は、特例認定の日から起算して3年となります（法60）。
- 特例認定の有効期間が経過したときは、特例認定は失効しますので、特例認定の有効期間中又は有効期間の経過後に認定NPO法人として認定を受けたい場合は、認定の申請を行う必要があります（**特例認定の有効期間の更新はありません。**）。
- なお、特例認定の有効期間中に認定NPO法人として認定を受けた場合には、特例認定の効力を失います（法61①四）。

特例認定を受けるための申請書及び添付書類一覧

申請書・添付書類		様式例集 参照頁
特例認定特定非営利活動法人としての特例認定を受けるための申請書		5
寄附者名簿		
1 認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
一 号 基 準	イ、ロ、ハのいずれか1つの基準を選択してください。(注)	
	イ 相対値基準・原則 又は 相対値基準・小規模法人	
	認定基準等チェック表(第1表 相対値基準・原則用)	
	認定基準等チェック表(第1表 相対値基準・小規模法人用)	
	受け入れた寄附金の明細表(第1表付表1 相対値基準・原則用)	
	受け入れた寄附金の明細表(第1表付表1 相対値基準・小規模法人用)	
	社員から受け入れた会費の明細表(第1表付表2 相対値基準用)	
	ロ 絶対値基準	
	認定基準等チェック表(第1表 絶対値基準用)	
	ハ 条例個別指定基準	
認定基準等チェック表(第1表 条例個別指定法人用)		
二 号 基 準	いずれかの書類を提出することとなります。	
	認定基準等チェック表(第2表)	31
	認定基準等チェック表(第2表 条例個別指定法人用)	33
三 号 基 準	認定基準等チェック表(第3表)	35
	役員等の状況(第3表付表1)	37
	帳簿組織の状況(第3表付表2)	39
四 号 基 準	認定基準等チェック表(第4表)	41
	役員等に対する報酬等の状況(第4表付表1)	45
	役員等に対する資産の譲渡等の状況等(第4表付表2)	47
基 準 五 号	認定基準等チェック表(第5表)	49
号 基 準 六 号 八	認定基準等チェック表(第6、7、8表)	51
欠格事由チェック表		53
2 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		55
3 国税及び地方税の滞納処分に係る納税証明書		53
4 各役員の住民票の交付請求に関する同意書		57

### 3 認定の有効期間の更新を受けようとする場合の申請書類等

- (1) 認定の有効期間の更新を受けようとする認定NPO法人は、有効期間の満了の日の6月前から3月前までの間（以下「更新申請期間」といいます。）に、以下の申請書及び添付書類を所轄庁である仙台市（市民協働推進課）に提出し、有効期間の更新を受けることとなります（法51②③⑤）。

- ◎ 申請書及び添付書類の様式については、別冊の様式例集をご参照ください。
- ◎ 提出は電子申請でも可能です。電子申請をご利用の場合は、別冊の法人マニュアル（申請・届出編）の6認定・特例認定をご参照ください。

申請書	
記載事項	ア 申請者（NPO法人）の名称
	イ 代表者の氏名
	ウ 主たる事務所の所在地とその他の事務所の所在地
	エ 認定の有効期間
	オ 申請者（NPO法人）が現に行っている事業の概要など
申請書の添付書類	
1	認定の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 (注) 更新に係る認定の基準については22～37頁を、欠格事由については39～40頁をご覧ください。
2	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
3	国税及び地方税の滞納処分に係る納税証明書
4	住民票の交付請求に関する同意書

※ 認定の有効期間の更新の申請書には、上記のほか、寄附者名簿の添付をお願いしております。なお、寄附者名簿は、作成の日から5年間事務所に備え置く必要があります（法51⑤、54②一）。

#### （留意事項）

ア 認定の有効期間の更新の申請に係る実績判定期間は、更新を受けようとするNPO法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年以内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間となります（法44③、51⑤）。

イ 上記1、2に係る書類については、既に仙台市に提出している当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができます（法51⑤ただし書）。

- (2) 認定の有効期間の更新がされた場合の認定の有効期間は、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日から起算して5年となります（法51①）。

なお、認定の有効期間の更新の申請があった場合において、従前の認定期間の満了の日までに当該申請に対する処分がされないときは、従前の認定は、従前の認定の有効期間の満了後も処分がなされるまでの間は、なお効力を有することとなります（法51④）。

認定の有効期間の更新の申請書及び添付書類一覧

申請書・添付書類		様式例集 参照頁
認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新の申請書		9
○ 寄附者名簿（注1）		
1 認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
一 号 基 準	イ、ロ、ハのいずれか1つの基準を選択してください。	
	イ 相対値基準・原則 又は 相対値基準・小規模法人	
	認定基準等チェック表（第1表 相対値基準・原則用）	15
	認定基準等チェック表（第1表 相対値基準・小規模法人用）	17
	受け入れた寄附金の明細表（第1表付表1 相対値基準・原則用）	19
	受け入れた寄附金の明細表（第1表付表1 相対値基準・小規模法人用）	21
	社員から受け入れた会費の明細表（第1表付表2 相対値基準用）	25
	ロ 絶対値基準	
	認定基準等チェック表（第1表 絶対値基準用）	27
	ハ 条例個別指定基準	
	認定基準等チェック表（第1表 条例個別指定法人用）	29
二 号 基 準	いずれかの書類を提出することとなります。	
	認定基準等チェック表（第2表）	31
	認定基準等チェック表（第2表 条例個別指定法人用）	33
三 号 基 準	認定基準等チェック表（第3表）（注3）	35
	役員の状況（第3表付表1）	37
	帳簿組織の状況（第3表付表2）	39
四 号 基 準	認定基準等チェック表（第4表）	41
	役員等に対する報酬等の状況（第4表付表1）	45
	役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第4表付表2）	47
基 準 五 号	認定基準等チェック表（第5表）	49
基 準 六 号 七 号 八 号	認定基準等チェック表（第6、7、8表）（注3）	51
	欠格事由チェック表	53
2	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	55
3	国税及び地方税の滞納処分に係る納税証明書	53
4	各役員の住民票の交付請求に関する同意書	57

（注意事項）

- 寄附者の氏名又は名称順、寄附金の受領年月日順に並べ替えた寄附者名簿の提出をお願いしております。
- 法第55条第1項に基づき仙台市に提出した書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項は、改めて記載する必要はありません（法51⑤ただし書）。
- 「認定基準等チェック表（第3表）ロ」欄及び「認定基準等チェック表（第6表）並びに（第8表）」欄の記載は必要ありません（法51⑤）。

#### 4 確認させていただく資料等（例）

認定基準等の該当性や申請書類の記載内容を確認するための参考資料として提示（又は提出）をお願いする可能性がある資料や確認事項の例は次のとおりです。

確認させていただく書類や確認事項の例		(参考) 確認する主な認定基準
1	NPO法人の事業活動内容がわかる資料 (パンフレット、会報誌、マスコミで紹介されている記事、事業所一覧等)	パブリック・サポート・テストに関する基準
		活動の対象に関する基準
		事業活動に関する基準
		不正行為等に関する基準
2	NPO法人の労働者名簿、給与台帳、出勤簿、就業規則や報酬規程等の各種内規	運営組織及び経理に関する基準
		事業活動に関する基準
		不正行為等に関する基準
3	・仕訳帳、総勘定元帳など作成している帳簿と活動計算書や取引記録、通帳との整合性 (会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている場合の「監査証明書」を含みます。) ・税申告に係る資料	パブリック・サポート・テストに関する基準
		活動の対象に関する基準
		運営組織及び経理に関する基準
		事業活動に関する基準
		不正行為等に関する基準
4	申請書に記載された金額と計算根拠となる資料との整合性 (例) ・事業費と管理費の区分基準 ・役員の総数に占める一定のグループの人数割合	パブリック・サポート・テストに関する基準
		活動の対象に関する基準
		運営組織及び経理に関する基準
		事業活動に関する基準
5	事業費の内容がわかる資料 (事業活動の対象、イベント等の実績(開催回数、募集内容等)、支出先など)	活動の対象に関する基準
		運営組織及び経理に関する基準
		事業活動に関する基準
6	寄附金・会費の内容がわかる資料 (寄附金の入金及び寄附者の氏名と住所の確認ができる書類(領収書等)、絶対値基準を選択している場合は寄附者の数の算出方法がわかる資料、現物寄附の評価額、寄附金・会費に係る特典等)	パブリック・サポート・テストに関する基準
		活動の対象に関する基準
		事業活動に関する基準
7	助成金・補助金を受けている場合、その募集要項、申請書、交付決定通知書類、報告書や入金日が分かる資料等	パブリック・サポート・テストに関する基準
8	閲覧書類及び閲覧に関する細則	情報公開に関する基準
9	NPO法人が特定の第三者を通じて活動を行っている場合、特定の第三者の活動内容及びNPO法人と特定の第三者との関係がわかる資料	活動の対象に関する基準
		事業活動に関する基準
		不正行為等に関する基準

(注) これらは確認させていただく資料等の一例であり、認定、特例認定又は更新の審査の過程において、必要に応じてこれら以外の資料等を確認させていただく場合があります。

また、これらの資料等は、事前相談の際にも確認させていただく場合があります。



## 5 所轄庁に提出していることが必要な書類

次の書類は認定（特例認定）申請書への添付は不要ですが、法第 29 条の規定に基づき所轄庁に提出していることが認定基準の一つとなっています（法 45①六）。

所轄庁に提出していることが必要な書類
① 事業報告書
② 計算書類（活動計算書、貸借対照表）
③ 財産目録
④ 年間役員名簿（役員であったことのある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者への報酬の有無を記載した名簿）
⑤ 社員のうち 10 人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面

### 《参 考》

#### 1 認定NPO法人、特例認定NPO法人の名称等の使用制限

認定（特例認定）NPO法人でない者は、その名称又は商号中に認定NPO法人、特例認定NPO法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならず、また、何人も、不正の目的をもって他の認定（特例認定）NPO法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならないこととされております（法 50①②、62）。

なお、これらの規定に違反している場合には、罰則の適用があります（法 78 二～五）。

#### 2 協力依頼

所轄庁である仙台市は、NPO法の施行のために必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができるものとされています（法 73）。この規定により、仙台市が認定申請中のNPO法人や認定（特例認定）NPO法人に対し、申請書の内容の確認や認定又は特例認定を取り消すべき理由が発生していないかどうか等を確認するために実態確認を実施することがあります。

メモ



## **第4章 認定NPO法人・特例認定NPO法人の運営**

## 第1節 認定NPO法人・特例認定NPO法人の情報公開

### 1 認定NPO法人・特例認定NPO法人が事務所に備え置かなければならない書類

認定NPO法人等は、認定・特例認定を受けたときは、下表の書類をその事務所に備え置かなければなりません（法54①②③、法62）。

書 類 名	備え置き期間	
	認定NPO法人	特例認定NPO法人
認定（特例認定）申請書に添付した認定・特例認定の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類（法54①）	認定の日から起算して5年間	特例認定の日から起算して3年間
認定（特例認定）申請書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類（法54①）		
前事業年度の寄附者名簿（法54②一）	作成の日から起算して5年間	作成の日から起算して3年間
前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程（法54②二）	作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間	翌々事業年度の末日までの間
前事業年度の収益の明細など（法54②三）		
法第45条第1項第3号（ロに係る部分を除く。）、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨並びに法第47条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類（法54②四、法規32②）	作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間	作成の日から特例認定の有効期間の満了の日までの間
「助成金の支給の実績」を記載した書類（法54③）		

### 2 認定NPO法人・特例認定NPO法人が事務所で閲覧させなければならない書類

- (1) 認定NPO法人・特例認定NPO法人は、次頁の表の書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければなりません（法52④、54④、法62）。
- (2) また、所轄庁である仙台市（市民協働推進課）では、認定NPO法人・特例認定NPO法人から提出を受けた次頁の表の書類について閲覧又は謄写の請求があったときは、これを閲覧させ、又は謄写させることとなります（法30、56、62）。

⇒ 次頁の「閲覧等の対象となる書類一覧」をご参照ください。

○ 閲覧等の対象となる書類一覧

認定NPO法人・特例認定NPO法人の事務所及び所轄庁（仙台市）において閲覧（所轄庁では謄写も可能です。）対象となる書類及びその閲覧可能な期間は以下のとおりです。

書 類 名		認定NPO法人 特例認定NPO 法人（閲覧）	仙台市 市民協働推進課 （閲覧又は謄写）
事業報告書等（注1）		○	○
事業報告書			
計算書類（活動計算書、貸借対照表）			
財産目録			
年間役員名簿（各事業年度において役員であった者全員の氏名及び住所等並びに報酬の有無を記載した名簿）			
社員のうち10人以上の者の氏名及び住所等を記載した書面			過去5年間に提出を受けたもの
役員名簿（注1）			
定款等（定款、認証及び登記に関する書類の写し）		（注2）	（注2）
認定等の申請書に添付した認定等の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		○	○
認定等の申請書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		○	○
前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		○	○
前事業年度の収益の明細など	収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項を記載した書類	○	○
	資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項を記載した書類	○	×
	次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項を記載した書類 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引 ロ 役員等との取引	○	○
	寄附者（当該認定NPO法人等の役員、役員の配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定NPO法人等に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限り、）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日を記載した書類	○	○
	役員等に対する報酬又は給与の状況を記載した書類 イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（ロに係る部分を除く。） ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項	○	○
	支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日を記載した書類	○	○
	海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日を記載した書類（注4）	○	○
	法第45条第1項第3号（ロに係る部分を除く。）、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨並びに法第47条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類	○	○
「助成金の支給の実績」を記載した書類	○	○	
寄附者名簿	×	×	
認定（特例認定）申請書	×	×	
認定（特例認定）申請書の添付書類のうち上記に含まれていないもの	×	×	

（注1） 認定NPO法人・特例認定NPO法人が社員や利害関係人以外に閲覧させる場合、個人

の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができます。所轄庁が閲覧又は謄写させる場合、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いて閲覧又は謄写させなければいけません（令和2年改正法30、52⑤）。

- (注2) 所轄庁（仙台市）又は認定NPO法人等において役員名簿又は定款等の閲覧等を行う場合には、最新のものが閲覧等の対象となります。
- (注3) 特例認定NPO法人の場合は特例認定の日から3年間
- (注4) 特例認定NPO法人の場合は作成の日から特例認定の有効期間の満了の日まで

## 第2節 認定NPO法人・特例認定NPO法人の報告義務等

### 1 役員報酬規程等の提出

仙台市内にのみ事務所を置く、仙台市を所轄庁とする認定NPO法人及び特例認定NPO法人は、毎事業年度の初めの3カ月以内に、下表①～⑩に掲げる書類を仙台市（市民協働推進課）に提出しなければなりません（法54②二～四、55①、62、法規32）。

なお、提出は電子申請でも可能です。電子申請をご利用の場合は、別冊の法人マニュアル（申請・届出編）の6認定・特例認定をご参照ください。

（注） すべてのNPO法人は、毎事業年度の初めの3カ月以内に、事業報告書等を所轄庁である仙台市に提出する必要があります（法29）。

#### ○ 毎事業年度の初めの3カ月以内に提出する書類

	提出書類	別冊の様式例集	
①	役員報酬規程等提出書	59～60 頁	
②	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 （内容に変更がない場合、毎事業年度の提出は不要）	法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類	
③	収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項を記載した書類		
④	次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項を記載した書類 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引 ロ 役員等（注1）との取引		
⑤	寄附者（当該認定NPO法人・特例認定NPO法人の役員、役員配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者（注2）で、前事業年度における当該認定NPO法人・特例認定NPO法人に対する寄附金の合計額が20万円以上であるものに限り。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日を記載した書類		
⑥	役員等に対する報酬又は給与の状況を記載した書類 イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（ロに係る部分を除く。） ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項		
⑦	支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日		
⑧	海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び用途並びにその実施日を記載した書類		
⑨	法第45条第1項第3号（ロに係る部分を除く。）、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨並びに法第47条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類  ※認定基準等チェック表（第3表、第3表付表1、第3表付表2、第4表（初葉）、第5表、第7表）、欠格事由チェック表		61～66 頁
⑩			69～84 頁

（注1） ④欄の「役員等」とは、役員、社員、職員、寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは3親等以内の親族又はこれらの者と次のア～ウに掲げる特殊の関係にある者をいいます。

- ア 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
- イ 使用人である関係及び使用人以外の者でこれらの者から受ける金銭でその他の財産によって生計を維持している関係
- ウ 上記1、2に掲げる関係のある者の配偶者及び3親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

(注2) ⑤欄の「特殊の関係」は、(注1)ア～ウに掲げる関係をいいます。

## 2 助成金の支給の報告等

認定NPO法人・特例認定NPO法人は、助成金の支給を行ったときは、次に掲げる書類を作成し、所轄庁である仙台市（市民協働推進課）に提出しなければなりません（法54③、55②、62）。

なお、提出は電子申請でも可能です。電子申請をご利用の場合は、別冊の法人マニュアル（申請・届出編）の6認定・特例認定をご参照ください。

### ○ 助成金の支給に係る仙台市への報告書類

	書類の作成時期	作成書類 仙台市への提出書類	別冊の 様式例集
助成金の支給を行った場合	支給後遅滞なく	助成の実績を記載した書類	85 頁

## 3 その他の報告義務

認定NPO法人・特例認定NPO法人は、「特定非営利活動促進法に係る諸手続の手引き（仙台市版）法人の運営・管理編」第1章第1節～第3節（2～12頁）に記載された申請、届出等の義務があるとともに、以下の書類を所轄庁である仙台市（市民協働推進課）に提出する義務があります。

なお、提出は電子申請でも可能です。電子申請をご利用の場合は、別冊の法人マニュアル（申請・届出編）の6認定・特例認定をご参照ください。

### (1) 代表者の氏名に変更があった場合の届出

認定NPO法人・特例認定NPO法人は、代表者の氏名に変更があった場合には、「代表者変更届出書」を仙台市に届け出なければなりません（法53①、法62）。

提出書類名	別冊の 様式例集
代表者変更届出書	89 頁



(2) 所轄庁の変更を伴う定款の変更を行う場合の認証申請

認定NPO法人・特例認定NPO法人が、所轄庁の変更を伴う定款の変更を行う場合（例：仙台市外に事務所を置く又は仙台市外に事務所を移す場合）には、「特定非営利活動促進法に係る諸手続の手引き（仙台市版）法人の運営・管理編」8～9頁に記載した定款変更申請書及びその添付書類のほか、以下の書類の提出が必要となります。

提出書類名
認定（特例認定）申請書に添付した寄附者名簿等全ての添付書類の写し
認定（特例認定）に関する書類の写し
仙台市に提出した直近の役員報酬規程等（寄附者名簿を除く添付書類を含みませ。）の写し
所轄庁に提出した直近の助成金の実績を記載した書類

(注) 所轄庁の変更を伴う定款の変更を行う場合は、仙台市を経由して変更後の所轄庁に定款認証申請書類を提出することとなります（法26）。

この場合、変更後の所轄庁が定めた申請書類の様式や提出部数が、仙台市のものと異なることがありますので、事前に仙台市市民協働推進課までご相談ください。

(3) 役員が新任で就任した場合の提出書類

認定NPO法人・特例認定NPO法人は、役員が新任で就任した場合には、役員の変更等届出書及び添付書類と併せて「宮城県警察本部長に対する意見聴取に係る住民票（写し）記載情報の提供に関する同意書【認定特定非営利活動法人・特例認定特定非営利活動法人の役員就任用】」の提出をお願いします。

提出書類名	別冊の様式例集
宮城県警察本部長に対する意見聴取に係る住民票（写し）記載情報の提供に関する同意書【認定特定非営利活動法人・特例認定特定非営利活動法人の役員就任用】	91 頁

### **第3節 寄附金受領証明書の発行に当たっての留意事項**

#### **1 寄附金受領証明書の発行にあたっての留意事項**

寄附者が寄附金控除等の税制上の措置を受けるためには、寄附を行ったことを証明する書類（寄附金受領証明書）が必要となります。寄附金受領証明書には、以下の事項について記載が必要ですので、別冊の様式例集 99 頁を参考に作成し、発行してください。

- ・ 認定NPO法人等の名称
- ・ 所在地
- ・ 所轄庁からの認定等通知書に記載された番号
- ・ 認定年月日
- ・ 受領した寄附金の額及び受領年月日
- ・ どのような特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金であるのか
- ・ 寄附者の氏名と住所

## 第4節 計算書類等（活動計算書、貸借対照表、財産目録）の作成に当たっての留意事項

### 1 留意すべき会計上の取り扱い

#### （1）認定NPO法人等の会計処理

認定NPO法人等は、税務上の優遇措置の下に広く市民から寄附等を受けて活動を行うものであり、寄附や資金の使い方等について高い透明性をもって情報提供するよう努める責務を負うものと考えられます。こうした意味で、認定NPO法人等においては、重要性が高いと判断される事項については、計算書類における詳細な表示、注記の充実を図ることが望まれます。

認定NPO法人等において、重要性の適用に当たって一定の配慮が必要と考えられる事項としては、以下のようなものが挙げられます。

- ・ ボランティア等を計上する場合の金額換算方法（「特定非営利活動促進法に係る諸手続の手引き（仙台市版）法人の運営・管理編」別冊の様式例・記載例集 11～13 頁の注記 4、5 参照）
- ・ 使途等が制約された寄附金等（対象事業及び実施期間が定められている補助金等を含む）の内容、使用状況（「特定非営利活動促進法に係る諸手続の手引き（仙台市版）法人の運営・管理編」別冊の様式例・記載例集 11～13 頁の注記 6 参照）
- ・ 事業費と管理費の按分方法（「特定非営利活動促進法に係る諸手続の手引き（仙台市版）法人の運営・管理編」別冊の様式例・記載例集 11～13 頁の注記 10 参照）
- ・ 会費の計上方法（「特定非営利活動促進法に係る諸手続の手引き（仙台市版）法人の運営・管理編」別冊の様式例・記載例集 19～20 頁の科目例及び 5～6 頁参照。注記項目ではない）
- ・ 現物寄附の評価方法（「特定非営利活動促進法に係る諸手続の手引き（仙台市版）法人の運営・管理編」別冊の様式例・記載例集 11～13 頁の注記 10 参照）
- ・ 関連当事者間取引（「特定非営利活動促進法に係る諸手続の手引き（仙台市版）法人の運営・管理編」別冊の様式例・記載例集 11～13 頁の注記 9 参照）

#### （2）認定NPO法人等の会計処理と認定事務の双方に関連する事項の取り扱い

発生主義による会計処理を採用する法人が認定制度に基づく認定・特例認定を受ける（受けている）場合、現金主義・発生主義の併存を許容しながら運用されている認定制度の実務に基づき提出される行政上の書類と会計書類との間で差異が生ずることが考えられます。

この点については、計算書類は、法人自身のマネジメントや対外的説明責任の基本となるものであり、計算書類と認定申請等のための行政上の書類とは基本的に整合的であることが望ましいと考えられますが、認定行政上の必要性に照らして合理的な差異が生ずることはあり得るものと考えられ、会計の明確化の在り方はそれとは切り離して考えられるべきものです。

メモ

---

## **第5章 認定NPO法人・特例認定NPO法人の監督等**

## 第1節 認定NPO法人・特例認定NPO法人に対する監督等

### 1 認定NPO法人・特例認定NPO法人に対する報告及び検査

(1) 所轄庁（仙台市）は、認定NPO法人・特例認定NPO法人が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定NPO法人・特例認定NPO法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせることができるかとされています。

また、所轄庁（仙台市）は、所轄庁の職員に当該認定NPO法人・特例認定NPO法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができるかとされています(法64①)。

(2) 上記(1)の検査については、次のように定められています。

- ① 所轄庁は、当該検査をする職員に、上記(1)の疑いがあると認める理由を記載した書面を、あらかじめ、認定NPO法人・特例認定NPO法人の役員等に提示させるものとされています(法64③)。
- ② 所轄庁が、上記(1)の検査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、あらかじめ、上記①の書面の提示を要しないものとされています(法64④)。
- ③ 所轄庁は、その検査を終了するまでの間に、当該検査をする職員に、認定NPO法人・特例認定NPO法人の役員等上記①の書面を提示させるものとされています(法64⑤)。
- ④ 上記(1)の検査をする職員が、当該検査により上記①又は③で理由として提示した事項以外の事項について、(1)の疑いがあると認められることとなった場合において、当該事項に関し検査を行うことを妨げるものではないものとされています。この場合、①又は③の規定による書面の提示は、当該事項に関する検査については適用しないものとされています(法64⑥)。
- ⑤ 上記(1)の検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならないとされています。この検査の権限は犯罪捜査のために認められたものではありません(法64⑦、41③④)。

### 2 認定NPO法人・特例認定NPO法人に対する勧告、命令等

(1) 所轄庁（仙台市）は、認定NPO法人・特例認定NPO法人について、下記4(2)①～③の認定又は特例認定（以下「認定等」といいます。）の取消事由のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該認定NPO法人・特例認定NPO法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができるかとされています(法65①)。

(2) 所轄庁（仙台市）は、上記(1)の規定による勧告を受けた認定NPO法人・特例認定NPO法人が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置を採らなかったときは、当該認定NPO法人・特例認定NPO法人に対し、その勧告に係る措置を採るべきことを命ずることができるかとされています(法65④)。

(3) 上記(1)の勧告並びに(2)の命令は、書面により行うよう努めなければならないこととされています(法65⑤)。

(4) 所轄庁（仙台市）は、上記(1)の勧告又は(2)の命令をしたときは、インターネットの利用その他適切な方法により、その勧告の内容又は命令をした旨を公示することとされています(法65③⑥)。

(5) 所轄庁（仙台市）は、上記(1)の勧告又は(2)の命令をしようとするときは、次に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、それぞれに定める者の意見を聴くことができるものとされています(法65⑦)。

- ① 法第 47 条第 1 号ニ又は第 6 号に規定する欠格事由 警視総監又は道府県警察本部長
- ② 法第 47 条第 4 号又は第 5 号に規定する欠格事由 国税庁長官、関係都道府県知事又は関係市町村長

### 3 認定NPO法人に対するその他の事業の停止の命令

- (1) 所轄庁（仙台市）は、その他の事業を行う認定NPO法人につき、その他の事業から生じた利益が当該認定NPO法人が行う特定非営利活動に係る事業以外の目的に使用されたと認めるときは、当該認定NPO法人に対し、その他の事業の停止を命ずることができるとされています(法 66①)。
- (2) 所轄庁（仙台市）は、上記（1）の命令を書面により行うよう努めることとされており、当該命令をしたときは、インターネットの利用その他適切な方法により、その旨を公示することとされています（法 66②、65⑤⑥）。

### 4 認定NPO法人・特例認定NPO法人に対する認定等の取消し

- (1) 所轄庁（仙台市）は、認定NPO法人・特例認定NPO法人が次のいずれかに該当するときは、認定又は特例認定（以下「認定等」といいます。）を取り消さなければならないとされています（法 67①③）。

- ① 欠格事由（認定等を取り消され、その取消しの日から5年を経過しないものを除きます。）のいずれかに該当するとき
- ② 偽りその他不正の手段により認定、特例認定、認定の有効期間の更新並びに合併による地位の承継の認定を受けたとき
- ③ 正当な理由がなく、上記 2（2）の命令又は 3（1）のその他の事業の停止命令に従わないとき
- ④ 認定NPO法人・特例認定NPO法人から認定又は特例認定の取消しの申請があったとき

- (2) 所轄庁（仙台市）は、認定NPO法人・特例認定NPO法人が次のいずれかに該当するときは、認定等を取り消すことができるとされています(法 67②③)。

- ① 法第 45 条第 1 項第 3 号、第 4 号イ若しくはロ又は第 7 号に掲げる基準に適合しなくなったとき。
- ② 事業報告書等を所轄庁に提出しないとき、第 4 章第 1 節「2 認定NPO法人・特例認定NPO法人が事務所で閲覧させなければならない書類」（70～72 頁参照）に違反して書類を閲覧させないとき
- ③ 上記①及び②のほか、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反したとき

(3) 認定等の取消しに係る聴聞等について、次のように定められています。

- ① 上記(1)又は(2)の認定等の取消しに係る聴聞の期日における審理は、当該認定NPO法人・特例認定NPO法人から請求があったときは、公開により行うよう努めなければならないものとされています(法67④、43③)。
- ② 所轄庁は、上記①の請求があった場合において、聴聞の期日における審理を公開により行わないときは、当該認定NPO法人・特例認定NPO法人に対し、当該公開により行わない理由を記載した書面を交付しなければならないものとされています(法67④、43④)。
- ③ 所轄庁は、認定等を取り消したときは、その理由を付した書面をもって認定等を受けていたNPO法人等にその旨を通知するとともに、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示することとされています(法67④、49①②)。

(4) 所轄庁(仙台市)は、認定等の取消しをしようとするときは、次に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、それぞれに定める者の意見を聴くことができるものとされています(法67④、65⑦)。

- ① 法第47条第1号ニ又は第6号に規定する欠格事由 警視総監又は道府県警察本部長
- ② 法第47条第4号又は第5号に規定する欠格事由 国税庁長官、関係都道府県知事又は関係市町村長

#### 《参考》 認定の取消しを受けた場合の取戻し課税

認定NPO法人の認定が取り消された場合には、その取消しの基因となった事実が生じた日を含む事業年度以後の各事業年度のみなし寄附金の額<sup>(注)</sup>のうち、所得の金額の計算上損金の額に算入された金額に相当する金額の合計額は、その法人のその取消しの日を含む事業年度の収益事業(法人税法第2条第13号の収益事業を言います。(注)に同じです。)から生じた収益とみなされ、その事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入することとなります(措法66の11の2③④⑤)。

(注) 収益事業に属する資産のうちから収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に該当するもののために支出した金額をいいます。



## 5 罰則

法の規定に違反した場合には、以下の（１）～（３）の罰則が設けられています。

### （１） 6カ月以下の懲役又は50万円以下の罰金

偽りその他不正の手段により認定、認定の有効期間の更新、特例認定又は認定NPO法人・特例認定NPO法人と認定NPO法人・特例認定NPO法人でない法人の合併について所轄庁の認定を受けた者は、6カ月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処するとされています（法77）。

### （２） 50万円以下の罰金

次の①～④に該当する者は、50万円以下の罰金に処するとされています（法78、79）。

- ① 認定NPO法人又は特例認定NPO法人でない者であって、その名称又は商号中に、認定NPO法人又は特例認定NPO法人であると誤認されるおそれのある文字を用いた者（法50①、62、78二、四）
- ② 不正の目的をもって、他の認定NPO法人又は特例認定NPO法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用した者（法50②、62、78三、五）
- ③ 正当な理由がないのに、上記2（2）の規定による命令に違反して、その命令に係る措置を採らなかった者（法65④、78六）
- ④ 正当な理由がないのに、上記3（1）の規定による停止命令に違反して引き続きその他の事業を行った者（法66①、78七）

### （３） 20万円以下の過料

以下の①～④のいずれかに該当する場合においては、NPO法人の理事、監事又は清算人は、20万円以下の過料に処するとされています（法80）。

- ① 認定NPO法人・特例認定NPO法人が、代表者の氏名に変更があったときの所轄庁への届出等（法52①、53①）、の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき（法80三）
- ② 認定NPO法人・特例認定NPO法人が、認定（特例認定）申請の添付書類及び役員報酬規程等の備え置きの規定（法54①②③）に違反して、その事務所に備え置かなければならない書類（第4章第1節「1 認定NPO法人・特例認定NPO法人が事務所に備え置かなければならない書類」（70頁参照））を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき（法80四）
- ③ 認定NPO法人・特例認定NPO法人が所轄庁への役員報酬規程等の提出の規定（法55①②）に違反して、毎事業年度1回提出しなければならない書類（第4章第2節「1 役員報酬規程等の提出」（73～74頁参照））などの書類の提出を怠ったとき（法80五）
- ④ 上記1（1）による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき（法80十）

メモ

---

## 第6章 法人の合併

## **第1節 NPO法人の合併**

### **1 合併後のNPO法人の認定・特例認定申請**

合併後のNPO法人が認定又は特例認定を受けようとする場合、認定（特例認定）申請書の提出時期（注）や合併の経緯（合併により設立されたNPO法人の場合、合併後存続したNPO法人の場合）によって、実績判定期間や認定基準等の取り扱いが異なり手続きが複雑なため、事前に仙台市市民協働推進課にご相談ください。

（注）認定（特例認定）申請書の提出日を含む事業年度の初日において合併後1年を超える期間を経過していないNPO法人が、認定又は特例認定を受けようとする場合は、合併前の各法人についても認定基準の適合判定の対象となります。

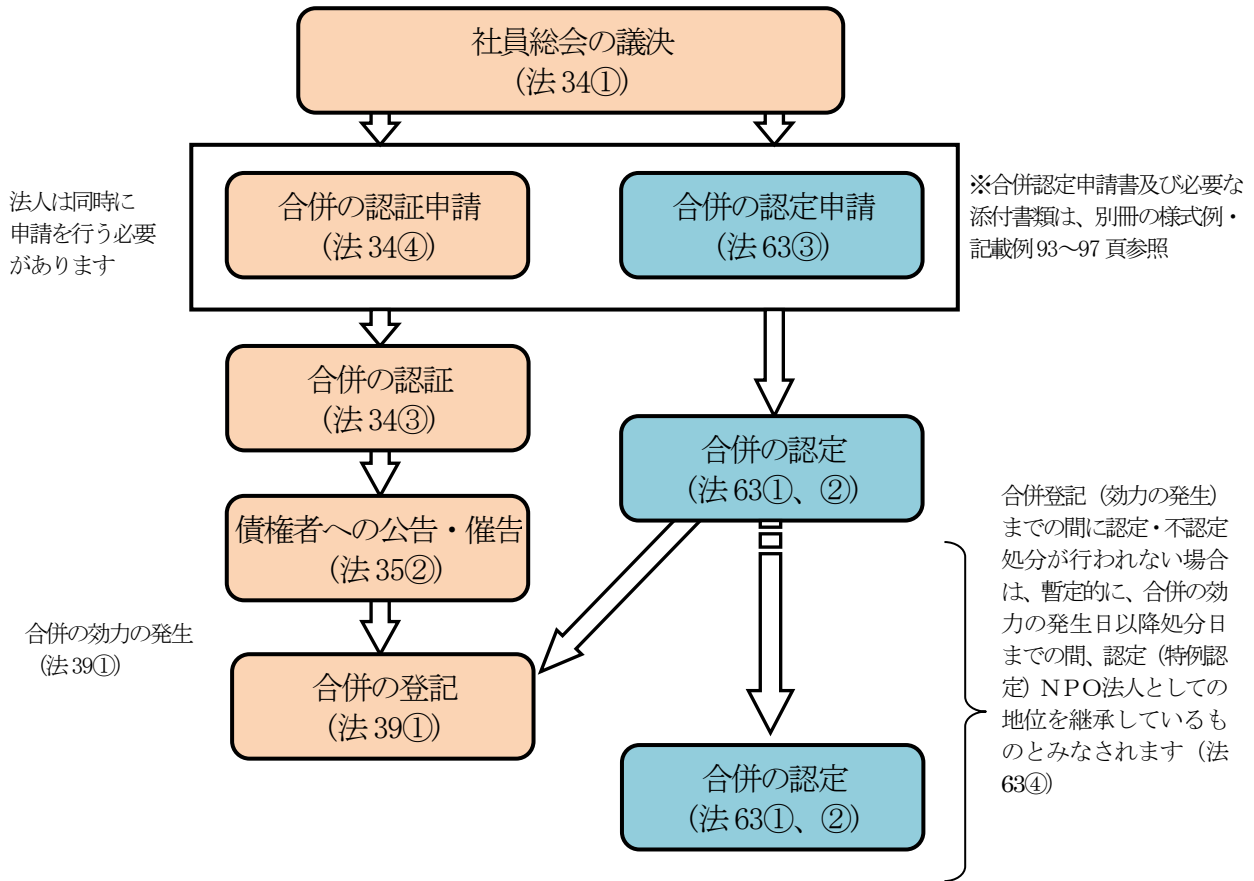
## **第2節 認定NPO法人・特例認定NPO法人の合併**

### **1 合併の認定申請**

- （1） 認定NPO法人が認定NPO法人でないNPO法人と合併した場合、又は、特例認定NPO法人が特例認定NPO法人でないNPO法人（認定NPO法人を除きます。）と合併した場合で、合併後存続又は合併によって設立したNPO法人は、その合併について所轄庁である仙台市の合併の認定がされたときに限り、認定NPO法人又は特例認定NPO法人としての地位を継承します（法63①②）
- （2） 仙台市の合併の認定を受けようとするNPO法人は、仙台市に提出する合併の認証の申請に併せて、仙台市に合併の認定の申請をしなければなりません（法63③）。
- （3） なお、合併の認定の申請を行った場合において、その合併の効力が生ずる日までに認定の申請に対する処分がされないときは、合併後存続するNPO法人又は合併によって設立されたNPO法人は、その処分がされるまでの間は、認定NPO法人又は特例認定NPO法人としての地位を承継しているものとみなされます（法63④）。

認定NPO法人・特例認定NPO法人の合併の手続きについては、実績判定期間や各認定基準の判定方法など手続きが複雑ですので、事前に仙台市市民協働推進課にご相談ください。

○ 合併の認定手続きの流れ



メモ



